

第百十八回 参議院法務委員会會議録第八号

平成二年六月二十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十日

辞任

中西 一郎君

補欠選任

鎌田 要人君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

黒柳 明君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

安永 英雄君

矢原 秀男君

鎌田 要人君

齋藤 十朗君

下稻葉耕吉君

林田悠紀夫君

山岡 賢次君

北村 哲男君

櫻井 規順君

千葉 景子君

三重野榮子君

橋本 敦君

山田耕三郎君

星野 朋市君

紀平 梯子君

政府委員

法務大臣

法務大臣官房長

法務大臣官房審議官

法務省民事局長

長谷川 信君

堀田 力君

永井 紀昭君

清水 湛君

事務局側

常任委員会専門員

法務省刑事局長

法務省矯正局長

法務省入国管理局長

法務省民事局参事官

外務省国際連合局人権難民課長

大蔵省証券局企業財務課長

厚生省健康政策局総務課長

中小企業庁指導部組織課長

井嶋 一友君

今岡 一容君

股野 景親君

播磨 益夫君

大谷 禎男君

角崎 利夫君

中川 隆進君

小沢 杜六君

藤原治一郎君

説明員

本日の會議に付した案件

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(黒柳明君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

○委員長(黒柳明君) 商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

○北村哲男君 北村です。

先回に引き続いて質問させていただきたいのですが、まず、株式の譲渡制限の問題についてから聞いていきたいと思ひます。

二百四十四条ノ二の一項の改正条項ですが、ここに新規に「譲渡ヲ承認スベキコト」という点が新しく加わつて改正になっているんですけれども、現行法でも今までの解釈上は単純承認というものは当然でござつたと思うんですが、これをあえて改正を加えたというのはどういふことにあるんでしょうか。

○政府委員(永井紀昭君) ただいま委員御指摘の点は、二百四十四条ノ二では現行の条文上は「譲渡ヲ承認セザルコトハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得」といふ規定になっておりました。この場合の単純な譲渡承認の請求、すなわち要するに自分の欲する相手への譲渡が承認されない場合には譲渡をしないという選択が許されないような一見規定ぶりとはなっているわけでございます。もちろん委員御指摘のように、従来の解釈でも単純な譲渡承認の請求というものは当然でござつたこととはなつたんですが、ただ、会社が応答しなかつた場合の効果についての規定がはっきり決められていなかったというところから若干いふ誤解を生じていたわけでございます。

ただいま委員御指摘のように、解釈上当然それは一定の法律効果を含めて譲渡を承認したものとみなすというふうな考え方、解釈もあり得ようかと思ひますけれども、そのところ若干疑義があつたわけなものですから、それを明確にするという趣旨から、単純な譲渡承認の請求を書面をもつて行った場合にはそれに対して会社が、第四項でございしますが、二週間以内に通知をしないときには承認の効果が生ずるということをはつきりさせる。

せる。もちろん改正後におきましても株主が書面によらずして譲渡承認の請求をすることは自由でございします。この場合には会社が応答義務はないということになります。ただ、会社が口頭による請求でも応答をきつちつとして承認すればそれは当然承認の効力が出てくる、そういうことでいろいろ錯綜していた解釈論といひますか、そういう取り扱いにつきましましてきつちつと法律で明確にしたという趣旨でございします。

○北村哲男君 解釈上確定をされたということと要件をしつかりされたという御趣旨だと思ひます。

その点はよくわかりましたが、譲渡制限を今回緩和されておるわけですが、事実上譲渡制限の意味がなくなつて会社の買収がしやすくなつたり、閉鎖的な会社の運営を混乱させてしまふといふふうな批判もあるようですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○説明員(大谷禎男君) 今回の改正は、会社に対して承認請求をする場合のルートを整備したというところでございします。どのようなルートであれ、会社側がそのような請求を受けた場合にそれを承認するかどうかは取締役会が判断することになるわけでございますが、この取締役会の判断の自由については何ら変更を加えておりません。その主体性は依然として維持されておりますので、委員御指摘のような懸念は生じないものと考えております。

○北村哲男君 譲渡制限の問題につきましては、商法とそれから有限会社法の十九条一項にも同じような規定がございします。有限会社法では社員は持ち分を他の社員に譲渡することは自由となつております。これは制限できないような規定になつております。しかし、その十九条二項では、社員外の人に譲渡する場合は社員総会の承認が必要で

あるという一種の譲渡制限があるわけです。有限会社は閉鎖的な会社であるというのを予定してありますから当然であると思うんです。一方株式会社では、現行法の二百四十一項及び二百四十二項によって株主相互間の譲渡の禁止もできるようになっています。本来この株式あるいは持ち分の譲渡制限は閉鎖的な会社を対象として制定されたものですけれども、現実には上場株が証券取引所の取り扱いで譲渡制限が事実上できないということ以外はほとんどの会社がもう今は採用しているような規定であるわけです。

それで、株式会社と比べて有限会社の方が閉鎖性が強いにもかかわらず、この譲渡制限が株式会社の方が厳しく、すなわち株主相互間のことも禁止できる、事実上禁止されている。有限会社は株主相互間は自由であるというところでバランスがとれないような気がするんですけれども、これももちろん試案の中で検討されてきた問題であらうと思えますし、それから当然改正ということもお考えになったんじゃないかと思うんですけれども、今回厳しくあるべきところが甘く、譲渡を自由に認めた方がいいところ厳しくというふうな改正になっておられるということについて、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○説明員(大谷慎男君) 現行法のあり方が今委員御指摘のとおりであるということはお説のとおりでございます。

譲渡制限の定めを株式会社において採用いたしますと、今御指摘のとおり株主間における譲渡も制限をされるということになります。一方有限会社におきましては、社員間の譲渡は自由だということになっておられるわけです。現行法の思想は、有限会社におきましては社員相互間においては閉鎖的な会社であるということからそれなりの信頼関係が成立しているであらう、そういうことから社員間の持ち分の移動についてはそれほど規制をする必要はないという考え方に基づくものであろうかと思えます。しかし、元来会社の閉鎖性と申しますものは社員の地位の交代を余り自由

には認めないということにあるわけでございますが、その趣旨は社員と社員以外の会社の外の者との間の地位の交代にとどまらず、社員相互間の地位の交代についても同じような趣旨が当てはまるはずであります。

したがって、法制審議会におきましても委員から御指摘のありましたような問題を踏まえまして、有限会社においても原則として社員間の譲渡も制限すべきではないか、すなわち現在株式会社にのみ適用して譲渡制限の定めを設定した場合と同じような状態、これを有限会社においては法律上の原則的な形態とすべきではないかという指摘が確かにされているわけでございます。法制審議会におきましてもそういう方向で手当てをするというところで検討が続けておられたわけでございますけれども、これまで御説明申し上げておりましたように、有限会社の抜本的な見直しにつぎましては次の課題のものとして考えるということにされたわけでありまして、この問題も社員の構成のあり方に対する基本的な法制にかかわるというところから、今回はとりあえず検討の対象から外したというところでございます。したがって、将来は委員御指摘のような問題を踏まえて本格的な検討がされることと予定されております。

○北村哲男君 そうすると、そのバランスが確かに、一方のそれでいいんだという考えもあると思うんですけれども、流れというか考え方としてはもう一緒にした方がいいというふうな方向で検討されておられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○説明員(大谷慎男君) 御指摘のとおりでございます。

○北村哲男君 実務的にも、前からこの委員会でもずっと言われておりますように、株式会社と数ある中で、ほとんど小さな会社、有限会社も株式会社が変わりなないと思えますし、特に有限会社が同族だとか何とかとおっしゃるならば、株式会社だって実態同じなわけなんです。それと、実務的にやはり社員相互間であっても、譲渡するこ

とによって骨肉の争いというのが多く起こるということがありますので、ほとんど私はもう変わりのないような状態で検討すべきだと思うんです、その辺は私の意見でございます。

そうすると、今のような点は今後の改正作業では当然考慮に入れて進められるということとお伺いしてよろしいでしょうか。

○説明員(大谷慎男君) お考えのとおりでございます。

○北村哲男君 次に、今回の改正の中では、株式会社または有限会社の持ち分について、相続とか合併の場合の譲渡制限については規定しないように思えるんですけれども、これは規定しないと譲渡制限がしり抜けになるような感じがするんです。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○説明員(大谷慎男君) 今御指摘の点も一つの問題点ではあるわけでございますけれども、現行法はいわゆる合併とか相続というふうな包括承継の場合は譲渡制限の例外とされております。この点につぎまして、俗な言葉で申しますと、おやじはいいやつだったけれどもせがれは会社にとって好ましくない、したがって、せがれをそのまま社員として認めるわけにはいかないというふうな事態も確かにあり得るわけでございます。そういう点についても法制審議会では検討がされていたわけでありまして、この場合について、しかし制限を直ちに設けるというふうなことになるというふうなことから、必ずしも問題は簡単ではないというところで、さらに慎重な検討を要するということにされておられるわけでございます。

○北村哲男君 先回の委員会でも、今度の法改正によって合併が多く出てくるんではないだろうか、資本金を上げるために合併が多く出るんじゃないかというふうな質問も、どなたからか出されたような記憶があるんですけれども、合併によって譲渡制限がじゃんと免れ得るということになるわけですか。

○説明員(大谷慎男君) 現行法のもとではやむを得ないのではないかと考えられます。

○北村哲男君 次の質問に入ります。

譲渡制限を今度定めておりますけれども、それとその会社の株主に新株引受権を認めたという趣旨でございまして、これはもう何回も説明をされておるんですけれども、この新株引受権を特別決議で排除できるということになると、これは事実上新株引受権を認めたことが難しくなるんじゃないかというふうにも思えるんですが、それはどういう観点から特別決議によって新株引受権を制限するということに規定にされたんでしょうか。その理由を伺いたいと思えます。

○説明員(大谷慎男君) 今回の改正法におきましては、今委員御指摘のとおり、閉鎖会社の株主に新株引受権等を認めるということにしているわけでございますけれども、その例外としたしまして、株主総会の特別決議があれば株主以外の第三者に対しても新株を発行することができるという余地を認めております。この趣旨は、すべての場合に株主に新株引受権を認めてそれ以外の余地を一切認めないということにいたしますと、会社の資金調達に便宜あるいは資本政策等々から、かなり会社の行動を制約することになる、ということが懸念されるわけでありまして、すなわち、いろいろな取引活動の展開あるいは資本構成をどうするかというふうなことから、株主以外の者についても新株を与えて、新たな株主として仲間に入れておきたいというふうなこともあるわけでありまして、そういう場合に對するやはり例外的な要素というものを認める必要があるというのが法制審議会での判断であったわけでございます。もっともそれは株主の法律上の権利を侵害するという重大な欠陥をもたらしたわけでございますから、そういう例外措置をどのような要件のもとに認めるべきかということがその次の段階として問題になるわけでありまして、その要件の設定の仕方でございますけれども、例えば現行法のもとにおきまして、株式を発行する場合に公正な価格で発行しなければならぬとされております。これを第三者に特別に有利な価

ただし、例えばアメリカの会社法制度で一部認められておりますように、例えば配当可能利益の限度において自社株をマーケットプライスで取得することはいいのではないかとというような議論もないわけではございません。あるいは従業員に持ち株を取得させるために経過的に会社が自社株を取得するというようなことも認められてしかるべきではないかというような議論も実はあるわけでございます。しかし、そういうようなことを一体どこまでどのような形態によるものについて認

めるかというふうなことにしてはいろいろな問題がございますので、今後さらにこれは慎重な検討を要するというところで、今回の改正案に盛り込むことは見送られた、こういう経過になるわけでございます。

○北村哲男君 結論だけでよろしいんですが、慎重に検討されるおっしゃるんですが、これは前向きというふうな御趣旨なんですか。あるいは、これは確かに理論的には浮動株ということとかそういうふうなマイナスイメージもあるんですけども、ただし経済界の要請とか、それからもう一つは、実質上は持ち株会社の問題とかというふうに考えたら、自社株を持つていても同一の会社がほとんどの株を持つていてのと余り変わりないような気がするんですね。その点では前向きな検討を進めるということになるんですか。

○政府委員(清水滋君) 確かに、自社株の取得が個別のケースで見ますと別にこれが会社法の根本原則に反するというふうなことにはならないのではないかと、いろいろな現象も多々あるわけでございます。しかし、他方ではいろいろ問題が指摘されておる。つまり、自社株取得に対する消極論というのは、ある意味においては会社法の非常にクラシックな議論に基づいて一種の拒絶反応の消極論というふうな面がないわけではない。確かにそういう面もあるかと思えます。しかしながら、だからといって自社株の取得を緩和する方向で今後検討するということはちょっと今の段階では申し上げかねる。まさに慎重に検討するというのは、そういうような経済界の要望を踏まえて、なお問題点について十分見きわめたい、こういう意味でございます。

○北村哲男君 もう一回優先株のことですが、大谷さんのお答えになったかもしませんが、現実には優先株を発行している実例は日本ではあるんですね。

○政府委員(永井紀昭君) 昭和五十年代に三回はかり優先株が発行されたことがございます。これはたしか日立造船とそれから日本冶金工業で、三

回だけでございます。なかなかその手続面、現在まさに改正をお願いしているところの手続面でなかなか厄介だとかそういう関係で余り発行はされてこなかったという経緯がございます。

○北村哲男君 五十年代に二社ぐらいですか、日立造船と日本冶金とか、それぐらいという記録にあるんですけれども、今後この改正によって優先株がどんどんふえていくというふうな予想はあるんですか。どういうふうに見ておられますか。

○政府委員(清水滋君) 優先株式は結局無議決権株ということになるわけでございますけれども、従来から企業の所有と経営の分離というふうな観点から、経営に参加することはしないけれども自分の収益は確実に確保したい、こういういわば俗に言う投資株主というものが配当は優先させてもらいたい、そのかわり私は議決には参加いたしません、こういう形でこういう株式の取得を望むというふうな言われていたわけでございますけれども、しかし一方では、余り多くの無議決権株というものを認めると、少数の議決権のある株主だけで会社を支配することが可能になるというふうな弊害も指摘されているわけでございます。そういうふうな問題が経済の具体的な場面ではどういうような形で機能していくことになるのかというところについては、私も経済の専門家ではないから、そういう意味ではちょっとわかりにくいところがあるわけでございます。しかしながら、発行手続がどうも非常に厳格過ぎるんじゃないかというところについては、ある程度私も納得し得る面がございましたので、今回このような発行手続の簡素化と発行枠の拡大ということをいたしたわけでございます。本来制度が予定したような合理的な趣旨の範囲内でこれが活用されるということについては、私も私どもも期待しているところでございます。

○北村哲男君 今、自社株買いと優先株を行ったり来たりして大変恐縮なんです、今度は自社株買いの問題についてもう一つ質問したいんです。

大きな会社の場合はいいんですけれども、小さな会社の場合、お金を出して株を取得しても、それを第三者に売ったりなんかして投下資本を回収することはほとんど不可能なんです。そうすると、結局その会社を買ってもらう以外に自分で出したお金を回収する方法がない。これは私も実際に業務をやってみて、そういう問題で株は持っているけれども一銭にもならないということが実にたくさんあるんです。そういうことについて自社株買いというのを認めることは非常にいい方向だというふうに思いますが、そういうふうな回収方法は、これ以外にどういうふうな解決をしようかというところをお考えでしょうか。関係ありませんか。

○政府委員(清水滋君) 小規模の会社で、いわばお互いに出資をして小さな会社をつくった、そのうちに仲間割れをして自分が出資した金を返してほしい、それを回収する手段として自分の取得した株券を会社に買い取ってもらう。こういう形になりますと、これは自社株の取得ということになりまして、会社のそれだけ純資産が流出するということになるわけでございます。それを他の経営者が個人で買い取るということであれば、それは自社株取得にはならない、こういうことにならざるを得ないわけでございます。

○北村哲男君 その辺で結構です。次に、株式の関係では、無議決権株の発行枠を四分の一から三分の一に広げておられますが、これは広げたこと自体はそれはわかるような気もするんですけども、その効果というかがどういふうな理由ですか、その点について御説明をいただきたい。

○政府委員(永井紀昭君) この無議決権株式は、昭和十三年当時から発行済み株式の総数の四分の一という制限が設けられておりました、これは当時のフランス法なんかでも四分の一という線があったようにございますが、現在英米法ではこれの制限がございません。それからドイツ及びスイス等では二分の一、そういう発行枠のようになっていようございます。

これは先ほど申し上げましたとおり、無議決権株式といえますのは優先株でございます。優先株の発行手続を機動的にするということに伴いまして、無議決権株式の発行枠につきましても若干の拡大をしてほしいという経済界からの要望がございました。現実にはさほど多く利用されておりましたが、今後のことを考えまして、また国際的な動向を見ましても、やはり無議決権株式の発行限度の拡大をした方がいいのではないかと、この意見がございまして、やや中途半端かもしませんが、四分の一から三分の一へ若干の拡大をしたというところでございます。

○北村哲男君 何となく必然性があるかないかわからないような改正のように思えるんですが、まあその辺はそれとしまして。

次に、今回の改正で端株券の不発行を認めております。これは、現在日本ではこの問題が必要なのはNTT一社だけというふうな聞いておるんですけれども、そんなことはないですか。その点について、それも含めて、特に端株券を発行しないでもよろしいという改正にした趣旨と、それから今言ったように、実際業務的にどれくらい必要性があるのかということについてお伺いしたい。

○説明員(大谷博男君) 端株制度は昭和五十六年改正で新設された制度でございます。昭和五十六年改正法のもとで新設される会社法に原則的に適用がある制度でございます。したがって、今委員から御指摘がございましたNTTは五十六年改正後にできた会社でございますから、端株制度

の適用があるわけでございますけれども、一般論として、それ以外の会社でも五十六年改正後に設立されている株式会社についてはこの制度の適用がございまして、したがって、耳にしたところによりまして、現実に端株が発行され、かつ端株券が発行されている例もあるというふうに聞いております。

ところで、今回の端株制度につきまして、端株券というペーパーを発行しなくてもよいというように余地を認める改正を考えたところでございます。その趣旨でございますけれども、これはまた後ほど審議の中でお取り上げになることかとも思われますが、無記名株式を廃止したということと問題意識については相通するところがあるでございます。端株券は無記名株式の株券というようにございまして、端株主が会社に対して端株券の発行を請求いたしますと、無記名株式のものとして発行がされることとなります。その段階で、端株主は端株券を所持するということにより、端株主としての権利の主体となるのでございまして、その反面、会社からは端株主の名前がだれであるかわからないということになります。すなわち、端株券が発行されますと、端株券を示してもらうということによって端株主であるかどうかというのを確認するという手続になるのでございまして、そういったことから、会社に対しては株主の一種でございますから、会社に対してはいろいろな権利を行使することができるとなっております。例えば利益配当を端株主に対してもするということとなりますと、年に一度は利益配当にあずかることになるわけでありまして、現在多くの会社で行われておりますような中間配当もするということになりますと、年に二回は会社との関係で権利行使をしなければいけないということになります。

その場合の権利行使の仕方と申しますのは、今お話ししましたように、端株券というものを会社に示して、自分が端株主であるということを証明した上でそのような権利を行使するということ

になります。そうしますと、株主の数が極めて多数にわたるといような会社におきましては、少なくとも年に二回はそのような手続をとらなければいけないということになりますと、その事務の煩瑣は極めて膨大なものになることが予想されます。端株主が権利を行使する場面というのは、利益配当の場面のみではございませぬ、株式分割とかいろいろな場面であるわけでございます。そのたびにそのような手続をとるということは、実務的には到底たえられないということがございます。

この問題点は、五十六年改正が成就した直後から問題意識としては提起がされておりました、何とかその点の改善をしなければならぬということがずっと指摘をされてきたわけでございます。そのような事情を踏まえまして、会社の選択によりまして端株券を発行することを要しないというように余地も認めるということにするのが適当ではないかということになったわけでございます。

話が長くなって恐縮でございますけれども、この端株券が発行されるという趣旨は、端株に関する投下資本の回収を担保するということに意味があります。すなわち、株主は会社から端株券の発行を受けまして、それを第三者に譲渡することによって端株に関する資本を回収するというところに端株券の意味がございまして、そこで、この端株券の発行をしないということになりますと、そのような手段が端株主から奪われてしまうこととなりますので、それにかわる手当てが必要となります。その手当てといたしまして、端株券が発行されない場合には端株主に会社に対する端株の買い取り請求権を認めるということにして、その部分の投下資本の回収を認めるという手当てを反面でいたしております。これは単位未満株式について会社に対する買い取り請求権が認められると同様の制度であるということになるわけでございます。

○北村哲男君 もう一点、株式について聞いておきたいんですが、無記名株式を今回廃止しておられるようですが、これは簡単に理由を言っていた

だきたいと思っております。

○政府委員(永井紀昭君) 無記名株式は現在我が国では全く利用されていないと言っております。少ないと思いません。少なくとも上場会社では見たことはございませぬ。それからほかの会社でも、我々の知るところではどうも経験がないんですが、これは全くないと言いついていいかわかりませんが、ほとんど利用されていないというところでございます。

それで、先ほど大谷参事官の方から端株の問題で言われましたとおり、無記名株式の株券を発行いたしますと株主がその権利を行使する場合にはその都度株券を会社に供託することになります。また、会社からの株主への連絡等も、これはすべて公告というところでやらざるを得ない。非常に株主にとりまして不便でありますし、会社にとっても不便であるということ。その他、記名株式につきましても実は株式譲渡の要件を株券の交付にしておりますので、流通の場面では無記名証券化していると言ってもよろしいかと思っております。

そういったことから、無記名株式株券を発行する実益がない、必要性がなかった、こういうこともございまして、こういう利用がされてないこと、あるいは不便であるということから実務界あるいは学者の先生方も含めて、これはもう不要である、また整理していいのではないかと、ということでこれを廃止したものでございます。

○北村哲男君 じゃ株式の点はそれぐらいにしまして、今度は社債の問題についてお伺いしたいと思っておりますが、今回社債の発行限度枠を拡大しておられる、今までの資本の限度から今回純資産額を限度とした形に拡大しておられるわけですが、これはどういう目的で、また現実的にはどのくらいの拡大幅になると予想しておられるのか、その点について目的あるいは経済的効果等について御説明願いたいと存じます。

○政府委員(清水濯君) 現在、社債の発行限度につきましては資本及び準備金を原則といたしまして、純資産が資本準備金の合計額を下回るとい

場合には純資産の限度、こういうことになっていくわけでございます。

しかしながら、この資本準備金というものは、基準というのは、これはあくまでも形式的なものでございまして、会社の中身というのは本当は純資産で決まる、こういうふうなことから、いわば発行会社の責任財産を実質的にとらえる基準としてはやっぱり純資産基準ということではないか、こういうことから今回発行限度をとにかく純資産額一本やりとした、こういうことになるわけでございます。

このような改正をすることといたしました背景には、一つには現在社債発行限度枠の逼迫状況と申しますか、企業における社債発行という需要が非常に多いわけでございますけれども、現在のこの基準によりまして、そろそろ満杯になってくるというふうな企業がある。そういうふうな状況がございまして、この発行枠の拡大しないしは、もう先進国におきましては社債の発行制限というふうなことを、発行枠で規制するというふうなことをむしろしていないというのが先進諸国の状況でございます。そういうふうなことを踏まえまして商法による発行枠規制自体の撤廃というふうな意見が経済界あるいは学者から一部主張されているわけでございますが、発行枠をすべて撤廃するというようなことは、現在の段階ではそこまで踏み切ることは非常に困難であるということから、とりあえず、先ほど申しましたような本来の責任財産の基準である純資産額基準にまで枠を広げるということで今回は一応の対応をいたしましたということでございます。

これによってどの程度企業の発行限度枠が実質的にふえるのかというふうな問題があるわけでございますけれども、これは大蔵省等にお願ひして調査していただいたところによりますと、発行限度枠は従来の約一・九倍、二倍近くに拡大することになるのではないかと。つまり、それだけ企業の純資産額というのが膨れ上がったということ

と。現在は、例えば資本準備金の合計額が限度で、資本準備金を純資産額が下回る場合には純資産額が限度という形で、資本準備金の額を純資産額が上回るという場合にはその純資産額までは発行することができないということになっておりますので、その面では発行枠が拡大し約一・九倍程度になる、こういうふうなことも承知いたしておるところでございます。

○北村哲男君 何か随分少ないような気がするんですが、それは結構です、大蔵省の方の御調査によるんでしょうから。

それから、この問題はワラント債という、これはすなわち新株引受権付社債というのがございまして、それと担保付社債についてもこの改正案の適用を受けるのかどうか。それにつきまして、社債発行限度暫定措置法という法律が既にありまして、これらがかなり大幅な枠の、今のワラント債あるいは担保付社債については既に立法措置によって解決済みであるような感じがするんですが、それとの関連性はどうかという問題。例外とか、その中に入るといふかどうかという問題について御説明願いたいと存じます。

○政府委員(清水滋君) 社債については商法の方で一般的に発行枠規制があるわけでございまして、特定の社債につきましては本来の商法の発行限度枠を超えて二倍まで発行することができる、こういうことになっていくわけでございます。

この中には今まで、例えば転換社債とかあるいは外国で発行する社債というふうなものを含まれているわけでございまして、今回新株引受権付社債もこの中に含めるといふ改正をいたしたわけでございます。

まあ現行法上、既に転換社債がこの二倍まで発行することができる社債の中に入っておりますのでございすけれども、転換社債というものは、これは社債であると同時に株式に転換することができるとありますから、株式の発行については本来発行枠規制というのではないわけでございまして、

て、そういうような株式的性格を持つ社債については、これは商法規制を超えて二倍まではいいじゃないかということ。この発行限度暫定措置法というのがあるわけでございまして、この中に新株引受権付社債を転換社債に準ずるものとして新たに組み入れる、こういう形のものになっているわけでございます。

新株引受権付社債というの、これは新株引受権と社債というのを分離してしまふと単純な社債ではないかというふうな議論もないわけではございませんけれども、しかしながら、やはりこの新株引受権が付されている社債であるということ。で、実質的には転換社債に近いということで発行枠を広げるという意味におきましてこれを加える。したがって、新株引受権付社債という形で発行する限り商法規制の二倍までは発行することができるというところになるわけでございまして。

○北村哲男君 このように社債の発行枠を広げることによって企業側は確かに簡単に資金調達ができるようになると思うんですが、投資家に対してはむしろ社債発行によって返済不能による被害ということも考えられるんじゃないでしょうか。その点の配慮はどのようにされておるのでしょうか。

○政府委員(清水滋君) 商法の発行枠規制というのは、少なくとも商法の基本的な理念というものは、少なくとも純資産額を基準として、それが最終的な責任財産になるからということ。このように発行枠規制をしているというふうに思われるわけでございまして。例えば一般の個別の借金ですと、これはもう純資産に関係なしに銀行と当該企業との信用関係で幾らでも金が借りられるわけでございすけれども、社債というものは一般の大家を相手にしておることから法律面でその発行限度を課さなきゃならぬということで、しかもそれが純資産というものを一つの基準として発行枠というものを決めていくというふうに私どもは理解しているわけでございまして。しかし、株式的な性格を持つものについてはさらに二倍まで認め

るということになってはいるわけでございまして。そういうような商法における発行枠規制というものの加えまして現実の社債市場というものを見ますと、社債の発行に際してこれを引き受ける証券会社なり銀行というふうなものも関与するわけでございすけれども、社債発行市場のメカニズムと申しますか、そういう過程の中で実質的には不良社債の発行というものはチェックされておる、信用性のある社債のみが現実においては発行市場において発行されておるというふうな実態。そういう市場メカニズムによるいわば信用性の保持ということが現実には行われている。そういうものに信頼を置き得るのではないかと、そういうふうに私も考えている次第でございまして。

○北村哲男君 それでは、次の質問に移ります。設立の際の現物出資の規定がかなり変わってきております。それで、設立の際の現物出資とそれから設立後の現物出資の場合の違いがあるんですけれども、その実質的な違いはどこにあるのか、また簡単に御説明願いたいと思っております。

○説明員(大谷慎男君) 現物出資につきましては、設立の際のものであれば会社設立後の新株発行の際のものであれ、原則として検査役の調査が必要であるということにされております。ただ、その場合は一定の場合には当事者の責任で、あるいは弁護士等の証明を受けることによって検査役の調査を省略することができるといふような特例措置が認められていることは御案内のとおりでございす。

そこで、今委員御指摘の双方の違いということになるわけでございす。まず設立の際の現物出資についての特例を見ますと、財産の規模が一定の範囲にとどまっている場合には当事者の責任において処理することを認めるといふことにされておりますが、その場合の範囲というものは、目的財産の価格の総額が資本の五分の一を超えず、かつ五百万円を超えないときとされております。すなわち、資本に対する割合が五分の一以内におさまっており、かつ絶対額としても五百

万円を超えないときとされているのであります。これに對しまして新株発行の際の現物出資の特例を見ますと、これは二百八十条ノ八でございす。二つの基準がございす。一つは、資本に対する割合基準でございまして、現物出資者に対して与える株式の総数がその当時における発行済みの株式の総数の十分の一を超えず、かつ新たに発行する株式の数の五分の一を超えないときというようにされております。それからもう一つは、それは別の独立の基準といたしまして、目的財産の価格の総額が五百万円を超えないときというふうになされております。このように、設立の場合と新株発行の場合とを比べますと相当に開きがあるわけでございす。

その趣旨でございすけれども、まず設立の際の現物出資について申しますと、設立の際にはそのときの出資の総額がとりあえずは会社の純資産の全部を占めるということになります。したがって、その全体の出資の中で現物出資がどれだけの比重を占めるかというところも大変重要な問題になります。そういう観点から、まずその資本の全体に対する割合というものを考えなければならぬのであらうというところから、全体の二〇%までの範囲であらうと出資者の責任で処理を認めるといふことがまず出てくるわけでございす。しかし、その場合には二〇%の範囲におさまらずにさへいけばいいのかということになりますと、資本の額が極めて高額に上るといふ場合には二〇%と申ししましても絶対額としては相当高額に当たるといふことが考えられるわけでございす。それは必ずしも適当ではないのではないかと、やはり経済的な常識を加味しますと、絶対額としてもおのずから限度があるであらう。そういうことから、全体の二〇%におさまっているとともに、絶対額としても五百万円程度までの財産であることを要するというのが設立の場合の制限の趣旨であるわけでございす。

一方、新株発行の場合ですと、先ほど御紹介いたしましたように二つの基準がございす。一つ

は、株式総数。これは資本というふうに置きかえても大体当てはまると思うわけでございすけれども、そういう既存の資本に対する割合基準というものをだけまづ考えております。

説明が重複いたしますけれども、その割合基準と申しますのは、これまでの全体の株式の中で十分の一の範囲内にとどまっていたということであると同時に、当該新株発行で増資がされるその範囲で五分の一にとどまっていたということ、これも設立の際と基本的には同じ発想になるわけでありますけれども、その新株発行の際の株式の中で五分の一ぐらゐの範囲におさまってあれば当事者の責任、取締役の責任において処理をすることを認める。しかし、この五分の一というものをその新株発行のスケールが極めて大きいということになって、現在それまである資本との関係で余りに大きなものになるということになりますと、場合によっては資本に対する脅威というものが懸念される。そういうことから、既存の株式の全体というもののとのバランスも考える必要がある。それまでに形成された資本との関係、すなわち発行済み株式の総数との関係で十分の一という範囲内にとどまっていた必要があるというふうに考えられているわけでありす。

もう一つは、設立の際の現物出資と非常に際立った違いと申すことができるかと思いますが、全く独立の基準といたしまして、目的財産の価格の総額が五百万円を超えないというふうなものであれば資本との関係を問わないで取締役会の責任において処理するということを認めているところでございす。これは、もう既に設立された会社といたしまして経営管理機構が完備し、かつ相当の規模の資本が形成されているということを考えますと、取締役会によるそれなりの慎重な経営が行われるであろうということ、既に相当の資本の基礎があつて、少なくとも設立の際には心配をする必要がないというふうなことが考えられてゐる。

それから、さらには検査役の調査をお願いする

ということになりますと、その調査の費用として平均的に百万円程度の金額は要するといふふうな言われたいと思ひます。そういたしますと、百万円の費用を払わなくてもなお検査役の調査を求めるのが適当な財産はどの程度のものかということが問題になるわけでありす。

例えば、財産の価格が二百万とか三百万とかいふようなものであつてもなお百万円の費用をかけさせるといふのは、経済的な感覚からいたしますと、いかにも非常識な感じがいたします。そうしますと、その程度の金額を調査費用としてかけさせてもなお調査を求めるのが適当だとされる財産といふのはやはり五百万円程度を超えるものではないのか。それを下回る財産についてはそういう調査といふものを求めるのは必ずしも適当ではない、それは取締役の責任において処理させる、万が一後で不適切な評価があつたという場合には取締役会にその責任を担保させるという法制度をとるのが合理的ではないかといふことから五百万円といふような基準の設定がされたということなわけでありす。

やや説明が散漫にわたつて恐縮でございましたけれども、そういうことでございす。

○北村哲男君 二〇%とそれから五百万円との合理的根拠はどの辺にあるんだろうかといふ質問をしたかったんですが、今の長いお話の中で大体言つておられたのもう結構でございす。

次に、二百八十条ノ八で、現物出資の目的たる財産が取引所の相場のある有価証券である場合において取締役会で定めた価格がその相場を超えないときは検査役の調査は不要であるといふふうな規定になつておりますけれども、またこれは設立の際の百七十三條の二項もまた同様の規定でございす。この場合、いつの時点の相場をとらえて取締役会の定めた価格と比較するのか。衆議院での民事局長のお話では、定款作成時あるいは取締役会の決定時といふふうな——定款作成時だけのお答えかもしれませんが、その辺をお答えしておられるようすけれども、まずその辺について、

いつの時点をとらえておられるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(永井紀昭君) 今回の百七十三條二項あるいは二百八十条ノ八におきます現物出資の場合における有価証券の相場でございす、相場といふものは当該有価証券の定款作成時ににおける相場価格といふふうな一般的に解しております。

○北村哲男君 増資の場合はどうなるわけですか。増資といふか、新株発行の場合は。

○政府委員(永井紀昭君) 取締役会の決議のときでございす。

○北村哲男君 御存じのとおり、相場は特に最近何か非常に乱高下をするわけですが、四月十二日の日経には次のような記事が出てゐるんです。「東京相和は三月二十六日に増資計画を取締役会で決めていた。十一日は、公募価格の値決め日だったが、株価の終値は公募価格を超える基準価格をギリギリ上回つた」といふことで、解説記事には「しかも今度の増資は、東京相和の十一日の株価の終値が公募時の基準価格である千三百六十円を超えないと実現しないことになつてゐたが、大引け二分前に千三百五十円まで下げていた株価が、一分後の二時五十九分に千三百九十円に急反発し、そのまま引けた。売買高もこの日は通常の十倍程度あつた」といふことですね。さらに「大引け間際の株価形成には、不自然に感じられる点もある」といふふうなことも載つておるわけでありす。

すなわち、この場合には株価操作が最後の一分間で相当されたといふことを予想される記事なんですけれども、こういうことをしますと、取締役会の決定をしておいてその時点で、まあ今の記事は直接は関係ないと思うんですが、操作によってクリアできるということも考えられるんですけれども、その点についてはどういふふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(清水滋君) 具体的にこの取引所の相場で事を処理するといふ場合に、いつの時点の株

式の価格をもつて相場と言ふかといふ問題があるわけでございす。通常安定的に相場が変動しているといふ場合には、普通は定款作成日の前日の終り値といふようなものが一つの基準になるうかといふふうに思ふわけでございす。しかしながら、委員御指摘のように非常に変動があるとか、あるいは意図的な操作がされるというふうなこともこれはあり得るわけでございまして、そういう場合も単純にある特定の日の終り値をもつて相場とするといふようなことではいいというわけにはこれはまいらないといふふうに思ふわけでございす。

実はこの取引所の相場を証する書面といふのは、このような出資がされた場合における株式会社の設立手続の際における登記申請の添付書面になるという考えを私どもも持っているわけでございす。また、新株発行における増資の登記の際の添付書面であるということにもなるわけでございす。そこで、実務的には弁護士士の証明書も当然添付書面になるわけでございす、取引所の相場を証する書面としてどの程度のものを要求するかといふことで問題を考へていかざるを得ないといふことになつてございす。法律の方では一週間の平均価格とかあるいは一カ月間の平均価格だといふような一定の期間を指定して、その間の価格で見よといふようなことを言つておられます。具体的にはどの範囲のものがいいかといふことはこれは相当慎重に考えなきゃならんけれども、少なくともそのような現象があり得るといふことを前提といたしまして、例えば一週間分の価格を証する書面を出させるとか、それが一週間が過ぎたのか十日が過ぎたのか問題はあろうかと思ひますけれども、御指摘のような問題は十分私どもも考えまして、具体的には登記申請、登記の際における添付書面の範囲としてどの程度のものを要求するかという形で問題はあらわれてくるわけでございす、十分にそのような委員の御指摘の点も考慮して対応してまいりたいといふふうな考えている次第でございす。

○北村哲男君 民事局長は衆議院の御答弁でも、乱高下なんかで「非常に特異な状況の場合には、やはり数日間の平均値みたいな考え方もとり得るのかな」というふうに思つてはおります。」とか、それから「実務の実情に適合したような形できちつとした処理方針を出したいというふうに目下考へている」というふうに言われましたが、これは法律改正をしておいてまだその点について整備をされないということでもよろしいわけですか。ある程度それは決められてこういう法律改正を持つてこられるべきなのか、あるいはどの辺でその辺をわかりやすいような形でされるのか、これだけでは今後どうなっていくのか、要するにその日の終わりで値というだけしかわからないんですけれども、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(清水淳君) この問題は非常に理論的な問題でもあり、同時に、登記所の窓口において登記官がどういう書類に基づいて判断するか、審査するかという問題とも絡むわけでございます。ですから、実務的にもたえ得るような、つまり現場の登記官でも直ちに判断できる、また登記所に書類を出す側でも形式的にこの程度の書類が整えれば登記所はパスさせてもらえるというような一つの基準というものが示されませんと、現場は混乱する可能性がございます。

そこで、私どもといたしましては、今回そういう相場を証する書類というものが登記申請の際の添付書類とされましたので、この書類としてはこういうものを出しなさいというのをいづれ通達か何かで明らかにしなければならぬというふううに考えております。今のところ一週間とか一カ月とか十日とかちょっとそここのところまだもう少しどの程度の期間にするか、実務の現場の登記官がたえ得る範囲内での書類ということも一方では考えなきやなりませんので、その辺はもう少し細かく法律が通過、成立し次第詰めてまいりたい、こういうふううに考えております。

○北村哲男君 今回のこれは現物出資ですけれども、不動産、株式、それははっきり言えば無限、

どんな高くてもいいようで、しかも検査は非常にやさしい方法。そのほかは、たつたというのはおかしいんですが五百万円とか資本の二〇％というふうにあるんでけれども、特に有価証券の場合には非常に高額なものも当然予想されるわけです。その辺の安全性といえますか検査を実際に必要としないというふうに言って不安はないんだろうかという気もするんですが、その辺については今までも御説明あったんでけれども、もう一度その辺を簡単にお伺いしたい。

○政府委員(清水濯君) 御指摘のように、この取引所の相場がある書面についてはそのままでよろしく、この新しいという制度は、今回の改正で初めて採用された制度でございます。そういうようなことをすることによって、現物出資というものをしやすくしてあげましょうということでございますけれども、これが悪用されるということになりますと問題でございます。非常に意図的な株価操作をして、それで現物出資がされたということで、実質的には資本の空洞化をもたらすようなことになってはこれは大変でございますので、そういう点についても十分今後とも私ども、この新しい制度の運用の動向については注意してまいりたい、かように考えております。

○北村香男君　もう時間ですけれども、先ほどの御説明だと、その取締役会があつた日の終わり値というふうに一つはお答えがあつたんです。もう一つは、その数日間の平均値みたいな考え方もとり得るというふうに局長の御答弁があつたんですけれども、その辺は矛盾はないんですか。私の聞き方がまずいのかどうかわかりませんけれども、それをそういうふうな数日間の平均値で決めることもあり得るわけですか、その後の法律以外の取り決めによつて。

○政府委員(清水湛君) 私は、新株発行なんかの場合には新株発行の決議あるいは資本増加の決議の日の前日の終わり値というのが一つの基準にはなるだろう、まず第一次的な基本的な基準。あるいは定款作成の場合ですと、定款作成の日の前日

の終わり値というのが一つの基準にはなるだろう。しかし、それは瞬間的な値段であって、いわゆる相場というものに必ずしもびったり合うと常々に保証がされるわけではない。

通常株式市場というものが安定的に動いているというときには、あるいはそれだけでも普通の場合はカバーできるといえるかもしれない。しかしながら、そうでない場合もあるわけですから、例えば一週間分の毎日の終り得るわけですから、例えは一週間分の毎日の終り得る値を証する書面を出してもらうとか、そういうようなことである程度実務的には対応せざるを得ないのかなといううなことは、実は内部で今議論されているわけでございますけれども、その辺を一週間にするのか十日にするのかというようなことについて、非常に事務が煩瑣になるといふようなことでありますと、もう少し目を縮めるといふようなこともそれはあり得るといふ意味で申し上げているわけでございます。

○北村哲男君 終わります。

○千葉景子君 前回に基本的な問題点を大分お聞きいたしましたして、今同僚の北村委員の方からもかなり細かい部分もお尋ねしておりますので、できるだけ重ならないようにあと何点が疑問の点、あるいは不明確な点などをお答えいただいていきたいというふうに思っています。

まず、今回の商法の改正案では、発起人についてこれまで株式会社設立の場合には七人以上の発起人を要するという規定になっておりましたが、その制限を廃止することになりました。それから、有限会社の場合には、一人になっても解散事由とはしないということもなっております。これは、これによって設立を容易にする、あるいは実態に即した設立を認めていくということも反面あろうかというふうに思うのですけれども、逆な意味で、いわゆる社団として成り立っている会社、そういうものの社団性とかあるいは乱立というんでしょうか、そういうものにもつながりかねない両面あろうかというふうに思うのですけれども、その点については今回七人が、全

く急に制限をなくしてしまうということで問題は残らないでしょうか。その点はどう考えですか。

○政府委員(清水濯君) この点については社団というものの法律的な性格、つまり株式会社も有限会社も社団であると言われているわけでございますが、そういう点から御指摘のような疑問も出てまいらうかと思うわけでございます。

しかし、この点につきましては、いわゆるその潜在的社團の理論と申しますか、現実には株主は一人だけれども、常に複数の株主になり得る可能性を持っているという意味において、瞬間的には一人だけれどもあした複数になるかもしれないし、またあさっては一人になるかもしれない、そういう意味で潜在的な社團の理論というのがあるわけでございますが、そういうような理論をバックにして、いわゆる株主が一人の一人会社も適法な存在であるというふうに従来から言われているわけでございます。そういうような理論的背景のもとに、設立の段階から発起人が例えば七人で、必ず一株引き受けることになっておりますので、七人であれば七人の株主がいらっしゃるわけでございますけれども、実はこれも翌日には一人の株主になってしまふかもしれないし、またその次の日には数人になるかもしれないというそういう潜在的な可能性というものを常に持っているわけでございますから、そういうような理論的背景のもとに発起人が一人でも設立することができると、それは社團性を損なうものではないというふうに私どもは踏み切ったわけでございます。

やはり株式会社というものの基本的な性格というものを考えますと、そういう社団性の問題と同じ時に、いわば第三者関係というものが非常に重要な問題になりますので、相当の資産を確保させるということ、そういうことが一方では大事ではないかというようなことから、最低資本金制度もその一つでございますけれども、発起人の出資の履行責任とか担保責任とか、そういうようなものも一方では強化するという形で対応したということ

になるわけでございます。

○千葉景子君 この発起人の数の問題と同時に、先ほども御質問に出ております設立の部分ですが、今回は発起設立における払い込み検査の調査を要とする、そして現物出資等に関するところは専門家の証明に任せるといふような形になっているわけですが、これは専門家ということでも弁護士などがそれに当たるということなんですが、これは現状と今の実態と踏まえてみて、今後十分な機能を果たすというふうにお考えでしょうか。

○説明員(大谷博男君) 検査役の調査の制度の合理化は二つの面にわたってあります。一つは、今御指摘ございましたように発起設立における検査役の調査を廃止するということ。もう一つは、発起設立、募集設立を問わず要求されておりますところのいわゆる変態設立事項に関する検査役の調査に関する改善でございます。

まず、前者の発起設立における検査役の調査の廃止でございますが、これは発起設立というものが発起人だけが出資者となって会社を設立するという形態でございます。いわば仲間内だけで会社をつくるということから、基本的にはどのような出資をしてその出資金をどのように管理するかというところは当事者の自由に任せているわけであります。

ところが、これが放恣に流れますと、会社の関係者を害するということから、発起設立の場合にきちんと出資がされたかどうかというものを検証するために検査役の調査が行われるというのが現行法のシステムでございます。ところが、この検査役の調査というのは、御案内のように裁判所へその選任を請求いたしました、裁判所から選任をいただいた調査していただくということになるわけでございますが、裁判所を通す手続というものが時間がかかるとか裁判所の敷居が高いとか、その他もろもろの理由から敬遠されておりました、それが理由で発起設立がほとんど利用されないという状況でございます。

しかし、実態を見ますと、会社を設立するという場合に、その規模が相当大きいものでありまして発起人以外の第三者、全く関係のない第三者から出資を募る必要があるというケースはほとんどないと思われまして、そうだとしますと、本来は発起設立という設立のあり方が適当だと思われるわけですが、それが利用されないというのはいまさしくおかしいということになるわけでありまして、もし適切な手当てができるのであれば裁判所の関与を省略して発起設立の形態をとることができるといふことにするのが適当であろうと思われまして、そのための手当てといたしまして、出資の確定を期するために銀行に出資金は払い込みをしなければいけない、そして払い込みされたというところは銀行がきちんと証明するという制度をとる。そういう制度をとれば何も検査役が出資の有無を確認しなくても資本充実担保されるであろう、そういう観点から、銀行を介在させるという手当てをする反面、検査役の調査を廃止するということとしたわけでありまして、この改正は、まさに現行法で発起設立が利用されないという原因のほとんどを取り除いたというように私どもも考えておりますので、今後は発起設立がますます元来の趣旨に沿って利用されることになるのではないかと考えております。

それから、もう一つの現物出資等の変態設立事項に関する検査役の調査の改善でございますが、変態設立事項の中で現物出資と財産引き受けについての検査役の調査につきましては、一定の範囲で弁護士の証明を受けることによって検査役の調査にかえることができるということにされております。現物出資の実例を見ますと、そのほとんどは不動産であります。そのほか株式等がございますが、あるいはごくまれに自動車というようなものもございますけれども、そのほとんどは不動産でございます。不動産についてはこういう検査役の調査以外の方法が認められるということになりますと、その利用可能性は相当に増大する

のではないかとおもうに思われます。なお、余談になるかもしれませんが、現在の検査役の調査の制度のもとにおきましても裁判所から選任される専門家というのはそのほとんどが弁護士であるということでありまして、そういう現行法の運用を念頭に置きまして、それと実質的には変わらない制度を合理的なものとして規定をするということから弁護士が取り上げられたということでございます。

○千葉景子君 これまでもこの質疑の中でも取り上げられてきましたけれども、いわゆる資本の充実等との絡みで預け合いと見せ金、こういう問題が取り上げられてまいりました。それと、脱法するような形というんでしょうか、いわゆる設立直後の貸し付け、これは別に今規制というのはされてないわけですね。しかし、会社成立直後にまた出資者に貸し付けるといふような形で出資金を戻すというふうなことになるかと、これはまさに見せ金、預け合いと同じような実質を持つてしまおうということも考えられるわけですね。こういう事態、それから、成立してすぐというのはまだ本来の意味で貸し付けを行うというふうな状況には会社がないわけで、そういうことから考えると、こういう貸し付けについての何らかのチェックとか制約をつけなくてよろしいのだろうか。今回もやはり基本的な資本を確保するということが大きな柱になっているとすれば、こういうところに目を向ける必要はないんだろうかという気がするんですが、そこについてはこの間検討がなされてきたのか、あるいは規制については難しい面があるのか。そこはどうでしょうか。

○政府委員(清水達君) 取締役発起人が現実にその出資の払い込みをしない、あるいは払い込みをしたような形は装ったけれども実はそれは仮装であって、実質的には払い込みがあつたと言えないような状況がある、こういうような事例がしばしばあるわけでございます。現行法上は委員御承知のように、預け合いにつ

きましては刑罰規定がございます。これはしかし、出資の払い込みをする者と払込取扱銀行とがお互いに共謀してやらないと預け合いの罪は成立しないということになるわけでございますが、いわば預け合いの罪から逃れるために、払込取扱銀行とは共謀はいたしませんけれども、他の銀行から借りてきて払込取扱銀行に払い込むというふうなやり方を見せ金もあるわけでございますし、あるいはその他もろもろの手段を講じて、実質的には払い込みと言えないような払い込みの仮装行為をする、実際上は会社の資産というものは全然もたないというふうな会社があるというふうな言われているわけでございます。

そういうものをどうやって禁圧するかということが非常に問題でございます。商法の面からいいますと、払込担保責任とかあるいは出資義務の履行請求という形で民事的に解決をするということが当然可能なことになるわけでございますが、さらにこれを刑事罰の対象とするということになりますと、これは構成要件を極めて厳格に決めなければならぬというふうな問題がございます。まして、実は見せ金についてもこれを処罰の対象、つまり刑罰の対象とすることができないかというふうなことで法制審議会においても随分議論がされたわけでございますけれども、預け合いとの関係等もこれあり、見せ金についてこれを刑罰の対象とするということには結論においてならなかったわけでございます。

その理由には、非常に構成要件の書き方が難しい、つまり本当に仮装の払い込みと言えぬのかどうかという認定が非常に難しいということ、もう一つには、本当の仮装払い込みということであるならばそれはむしろ公正証書原本不実記載というふうなことになるのではないか。ただ、犯罪の成立時期ということになりますと、公正証書原本不実記載というのは登記をしたときということになるわけですが、見せ金ということになりますとあるいはその前の時点で犯罪が既遂ということになるのかもしませんけれども、要するに既遂の

時点の違いだけではないかというような、つまり公正証書原本不実記載との関係で見ますとそういうような議論もされて、最終的にはなかなか立法技術的にも難しいなというところでこの結論が得られなかったという状況でございます。

ただし、委員御指摘のように、株式会社の最も基本である資本の充実、資本の維持という面から申しますと、この仮装払い込み行為あるいはそれに準ずる行為というのは最もこれは会社法にとつては危険な行為でございますので、何とかこれをうまくチェックするシステムはないかということにつきましては今後ともこれは知恵を絞って研究、検討していかねばならないというふう

に私も考えている次第でございます。

○千葉景子君 先ほどの設立の關係ですが、発起設立が検査役の調査ということがあるということもあって非常に利用されないというようなお話がございました。今回の改正によってそれが随分機能していくのではないかといいことなんです。閉鎖的な株式会社の場合ですと有価会社とある程度類似したような形で募集設立というのが必要ではないか、ほとんど発起設立のような形で行われるのではないかなという感じがするんですね。この辺は設立の系統として今すべて別に制限がなく発起設立と募集設立という形があり得るわけですが、この辺の設立の形態についての御検討などはあったんでしょうか。

○政府委員(清水達君) 先ほど答弁いたしましたように、今度、発起設立の場合検査役の調査が不要になった。現物出資なんかをいしますと弁護士士の証明ということが必要なんですけれども、現物出資もしないで現金だけ払い込んで発起設立をするという場合には、これは払込取扱銀行を指定して銀行に払い込めばそれでも何も要らない、あとは取締役及び監査役に払い込みの有り無についての調査義務が生ずる、こういうことになりまして、恐らく発起設立というものがかなり利用されていくことになるであらう。その結果として募集設立が余り利用されなくなるのかな

と。つまり、従来ですと、本来なら発起設立で賄われるべきものが、手続が煩瑣であるために募集設立の形をとったということになるわけですが、考えてみますと募集設立の方もいろんな手続があるわけございまして、かえって発起設立の方が便利になるというふうなことになりますと、あるいは募集設立というふうなものが余り利用されなくなるのかなという感じがしないわけではございません。

しかしながら、やはり小は別といたしまして規模会社ということになりますと、単なる発起人だけではなくて何人かの株主に参加していただくというふうなこともあらうかと思ひますので、これが余り利用されなくなるといふふうな今の段階ではちょっと予測しがたいと私は考えているところでございます。

○千葉景子君 次に、株券の発行についてなんですが、現行法上では株券が発行にならないというのは株券不所持制度において株主から申し出があった場合ということですね、法律上は。しかし、現状は大体お聞きするところによると、株券を発行しないケースというのが相当多く見られるわけですね、そうすると実態上考えてみますと、株券の発行については今、原則発行、例外不発行ということですが、この点については場合によっては株主が請求する、必要あらば株券を発行するというような形も、実態から考えると検討し得るんじゃないかという感じがするんですけれども、ここはどうお考えでしょうか。

○政府委員(清水達君) 現行法ですと、株式会社は必ず株券を発行しなければなりませんし、株主の地位を譲渡するには株券の交付を要する、こういうことになっているわけでございます。しかしながら、現実には株券を発行していない中小企業というのはたくさんあるわけございまして、しばしば訴訟なんかでもそういう株券を発行しない株式会社における株式の譲渡というものの効力についてどういふふうに考えたらいいか、株券がないわけですから交付のしようがない。それでも

しかし株式の譲渡というのは行われる。最高裁の判例もございまして、その場合には不発行の株式会社は株式の譲渡の効力を否認することができないというふうな、結局判例法理で救済されているような面がございます。

しかしながら、それは株券を当然発行するんだという前提に立ちますからそういう判例法理も形成されてくるわけございまして、中小会社の実態というものを即して考えるならば、もう株券も一般的な制度として不発行の制度をつくったらどうか、つまり株主の請求があったときに限り株券を発行するというふうな制度にしたらどうかというふうな意見は、実は前からあるわけございまして、私も昭和六十一年に発表しました商法・有限会社法改正草案の中では実はそういう制度を提案しているわけでございます。これを今回の改正法では採用していないわけでございますけれども、この株券不発行の制度というのは、中小会社法制全体の問題としてこれはやはり基本的な問題でございますので、いざ今回の改正法が通過、成立した暁には直ちにこの種の問題について引き続き検討をしていかねばならない、こういうふうにも私も考えております。むしろ正面から不発行の制度を認めて、不発行の場合の法律関係を明確にした方がかえって余計な訴訟などの紛争を少なくする、そういうものを防止するということになるのではないかと、こういう認識に立っているわけでございます。

○千葉景子君 次に御尋ねしますが、発起人の払込担保責任、ここが今度規定が変わっているわけですね。ちょっとその中身を説明していただきしたいと思います。

○説明員(大谷博男君) 発起人の担保責任の改正内容について御説明申し上げます。まず、現行法でございますが、発起人の担保責任としては大きく分けますと二つございまして、一つは、株式の引き受けが欠缺していた場合に、その欠缺部分について発起人が引き受けたものとみなすという規定でございます。これは法學上引受

担保責任と呼ばれておりますけれども、これがまず現行法ではございまして、それからもう一つは、引受人はあるんだけど、その引受人が株式の払い込みをしないという場合に、払い込みのない部分について発起人がかわって払い込みをしななければならないという担保責任が置かれております。これが払込担保責任というふうな言われているのでございまして。

現行法の担保責任はこの二つでございますけれども、それ以外に実はほかにも考えられるわけがあります。これは有限会社法には規定があるのでございまして、ただいまのは払込担保責任でございますが、例えば現物出資が行われた場合に、実は約束はあったけれども、現物出資者が財産を会社に給付しなかったというところが想定されるわけでございます。そういう場合には、金の払い込みがなかった場合と同じように、発起人がその後始末をすべきではないかということが考えられるのでございまして、それが給付未済財産についてその価額分を会社に払わなければいけないという意味で、給付未済財産の価額を補責任と言われておりますが、こういうものが考えられます。現行法では有限会社についてはあるのでございまして、株式会社についてはこの責任が置かれておりません。

その理由は、現物出資が行われる場合には、すべて裁判所の選任した検査役の調査が行われるというところから、給付がないというふうな事態は生じない。すなわち、あれば必ず検査役がそれを発見して、そしてちゃんと後始末をさせる。その上で会社の設立が行われるということから、そのような事態は考えられないではないかというふうなことで、そのような規定が現行の株式会社法には置かれていないのだらうかと思われまして。しかし、今回現物出資についてのいろんな改正が行われまして、必ずしも常に検査役の調査が行われるわけではないということで、仮に検査役の調査が行われるという場合には、それは帳じりを償わせ

るのが適当ではないかというところから、有限会社法と同様に、まず給付未済財産があった場合にはその価額を補償責任を負う者に負わせるという改正を一つ考えているわけでございます。

それから、もう一つの担保責任について、現物出資等の財産の給付はあったけれども、その財産の中身が実はかなり低かったということがあります。要するに、例えば一千万という約束で出資したんだけど、その中身は五百万円程度しかなかったということになりますと、これは直接に会社の資本充実を害することになります。そのような場合には、やはりその不足額というものを発起人にてん補させるのが適当ではないかというふうに考えられます。現に、有限会社法にはそのような不足額をてん補責任というふうな制度がございます。株式会社については現在の規定がないのも、先ほど同じように発起人の調査が行われて、その内容の適正がきちんとチェックされるからというところに主たる理由があるかと思えますけれども、この責任も先ほどと同様の趣旨から今回株式会社についてやはり置くのが適当ではないか、そういうことから不足額をてん補責任というものもあわせて規定をするということにしております。

なお、付言いたしますと、この責任の主体といたしまして、発起人のほかに取締役も同様な責任を負うということにしていることをつけ加えさせていただきます。

○千葉景子君 その発起人の、まあ基本的に発起人ですが、発起人がその責任を履行した場合、現行法では求償権を認めているというところでございまして。今回の改正では引受人に対する買戻金請求というんですか、という形が認められるというところなんです。これは求償権から買戻金を受け請求できる権利を認めることになったというのはどういう理由でしょうか。そして、その果たす機能というのはどういうふうに考えられますか。

○政府委員(永井紀昭君) 現行法では、株式の払い込みがないのに会社が成立したときは発起人が

払戻担保責任を負うわけでございますが、この発起人がこの責任を履行いたしましたとしても、当該株式につきましても株主となるのは、委員御指摘のとおり株式引受人でございまして、払戻担保責任を履行した者は求償権を有するのみだということでございます。

株式の払い込みをしていない株主の法律関係についていろいろ問題が生じているわけでございますが、まずから払い込みを行わないで発起人等にかわって払い込みをもらったということになりますと、求償権だけ行使させる、すなわち払戻担保責任を履行した者が求償権の行使をするだけだということになりますと、いささか株式引受人の思惑買いといえます。いろいろなそういう投機的な考え方で、やや何といいますが引受人のスペックレーションを許すというふうな弊害が出てくるのではないかと考えております。

そこで、株式引受人に対しまして担保責任履行者、この百九十二条の三項で新設いたしました条項によりまして、六カ月以内に限り引受価額を売買価格として自分に売り渡すべきことを請求できる。したがって、その引受価額を売買価格として、これはもう株主は私になりますという請求ができるということにして、株式引受人のスペックレーションといいますが、そういうものを防止しようというふうなことでございまして。

○千葉景子君 確かに、払い込みをしない、何もしないけれども株主になってしまうという者が出てくるというのも非常に問題だろーと思えます。それがまた譲渡されると第三者は当然それは株主と。しかしそれは、もともと払い込まれていないという、何か妙な法律関係も生ずるような感じがいたしますので、これは今回の改正というのはやはり一つの大きな法律関係の整理になるんじゃないだろうかという感じがいたします。

それでは、これは少し問題が私もよくわからないんですが、よく株主とか社員ですね、有限会社ですが、会社の役員に就任して報酬を受けたり、

従業員となつて給料をもらつたりとかあるいは会社と取引をして代金の支払いを受けるとか、そういう株主、社員としての立場ではなくて利益を享受するといふケースはあるわけですが、これも、これが対価として相当なものであればこれは別に悪いことではございません。しかし実際には、名目的に報酬だけもらっているという役員があったり、そういうケースというのがあるわけなんです。

これについて、例えば会社が非常に債務超過になつたとか、あるいは支払い不能になつたというふうな場合、これを一定程度返還をさせて債権者の返済あるいは保護に充てるというふうなことも考え得るんじゃないか。というのは、現在、例えば詐欺行為取消権などのような形で法的にあるいは裁判上救済をされているというケースがあるだろうというふうに思ふんです。これは別に法的に今回の改正ではとりわけた措置ということではないんですが、これは一定期間内にこういう返還などをさせて法律関係を明確にするということ。詐欺行為取消権などもなかなか実際に行使するとなると裁判手続を経たりして大変困難がございまして、前回お聞きした債権者保護という観点なども含めて、こういう問題点についてはどんな御検討がなされているのかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(永井紀昭君) ただいま委員が御指摘になつたところは、改正試案におきまして「会社から得た利益の返還」という項が設けられておりまして、そこに出てくる問題ではないかと思ひます。

ここに、改正試案當時に考えられたことは、会社が債務を弁済することができなくなつたときには、債権者は株主、社員が過去の一定期間内に会社から受けた利益を返還させることができるというふうな考え方を基本に出しているわけでございます。

ただ、これにつきましても、前にも御議論いただきましたように、支配株主でございまして、あるいは出資金とみなすべき貸付金の問題と同様に、若干会社の範囲が限定されていないというこ

とから、これはあらゆる会社についてこういうことを考えるのかどうかということが一つございました。と申しますのは、支配株主とか出資金とみなすべき貸付金につきましては、改正試案におきましても、例えば資本金五千万円未満のいわゆる中小会社を中心に考えているというところでございまして、ここではややそういう会社の範囲を限定した考え方はなくて、少し望遠としたいといひます。か、そういう考え方が出ていったわけでございます。

そういったことから、改正の趣旨がどうも不明確ではないか、また返還義務を負う者を株主と社員に限定するという理由が少し薄弱ではないかと、いろいろな疑義がございまして、慎重な検討はされたのでございまして、どうもよくここに当てはめられないといひます。か、要件を絞り込むことができないという議論のままでございまして、これからの審議の中でもまた再燃する場合は出てくると思ひますが、ややこれについてはちょっと要件の絞り込み方が難しいなというふうな議論になつていまして、現状でございまして。

○千葉景子君 商法についていろいろとお聞きしてまいりまして、私自身もまだ十分に細かい点でわからない部分もあるんですが、ただ、全体的に見ますと、やはり今回は一定の前進があつたと同時に、逆に審議の中で随分今後検討すべき問題点が残されているということも明らかになつてきたんではないかと思ひます。また、それと同時に、やはり今の中小企業等の実態などもこれは十分に踏まえて検討作業を行わなければいけないというところ、これはもう忘れてはならないことだろうというふうに思ひます。

そんな意味で、ちょっとあと少し急いで二、三別な件でお聞きしたいことがございまして、ぜひそういう今後の検討を前向きにやっていたことをお願いをいたしまして、商法につきましては一応終わらせていただきます。というふうに思ひます。

ところで、今度は、つい先日、改正案が施行さ

れました入管法の問題についてちよつと一、三お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

実は入管法の審議をさせていただくときに、一つ大きく問題になりましたのが就労資格証明書の問題でございます。これは非常に中途半端というところ何ですけれども、そういう制度ではないか。逆に、この就労資格証明書が不法就労者の取り締まりなどに非常に利用されてしまっているのではないかというように懸念も出されておりました。法務省の方では、これはむしろそういうことではなくて、有資格者が自分を証明するのにも大変便利にしていますか、それを証明するのに役立つてほしい、ある意味では法務省のサービスというところか、しいんですが、そういうものなんだという御答弁などもいただいております。逆に、いや余り変に中途半端なサービスをやってもらうとむしろ混乱になるので過剰サービスをじゃないだろうかというような議論すら出てきていたわけです。しかし、それを利用してもらって、自分が有資格であるということを簡易に証明できるというようなことに利用してほしいというようなお話でございます。

しかし、私がちよつと目にした資料によりますと、法務省から建設省の方に不法就労については十分に徹底して注意をするようにというような文書が通達として伝わっているようにございます。多分、法務省からの指導に基づいて建設省の方で各建設業者の団体などに向けまして、これもまた指導文書がございます。これは「改正入管法の施行について」ということで建設業者団体あてに五月二十四日に建設省から出されているものなんです。その中身を見ますと、従来法務省が就労資格証明書の機能として考えられていた内容ではない機能を付与するということが中身として記載をされているんです。

どういうことかというところ、就労資格証明書の交付を受けることができるようになった、だからそれによって不法就労防止にこの就労資格証明書を

利用してほしい、活用してほしいというようなことが記載をされているわけなんです。これは、本来の法務省が就労資格証明書を使って機能を果たしてもらいたいと考えていたものが、だんだん伝わっていった結果、就労資格証明書のあるなしで不法就労かどうかを見きわめる材料にしてほしいという形にどうも変容してしまっているような気がするんです。これは審議の途中で懸念をされていた、まさにこれがあるかないかで不法就労が否かを区別する、あるいはそれを持っていないと大変不利益をこうむるんじゃないかといった懸念にやっぱり現在つながってきているんじゃないだろうかという気がするわけです。

そういう意味で、法務省が建設省にどういう御指導をされたのか、そして本来、この就労資格証明書についてはどういう趣旨と意図を今でも持つていらっしゃるのか、その点について再度確認をさせておいていただきたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 就労資格証明書の問題につきまして昨日本委員会では御審議を賜りましたときに、ただいま委員から御指摘のありましたような就労資格証明書の目的とするところについての御議論がございました。私どもの意図するところも御説明した次第でございます。

建設省側で出された關係団体に対する文書というものを私どもも拝見いたしました。その表現は、「就労を伴う資格外活動についてもすべて法務大臣の許可を要することとされ、就労を認められている外国人は、法務大臣から就労資格証明書の交付を受けることができるとされたので、不法就労防止のため、活用されたいこと。」、こういう文章がございました。この点を委員がただいま御指摘になったことと存じます。

法務省といたしましたは、建設省に對しまして不法就労問題について御説明をしたのはもとよりでございますが、そもそも外国人の就労ということと全体についてその適正なあり方ということを十分御説明するために、就労のできる在留資格、それから就労のできない在留資格あるいは資格外活

動、そしてこの就労資格証明書、こういっただけのもの全般についての説明を何度ものいろいろな形でこれまで行つてまいりました。その際、この就労資格証明書というものについては外国人の申請に基づいて交付されるものであつて、そしてその外国人の御本人の側から見ると、雇用主等にこの証明書を提示されることによつてみずからが就労できるということをや証明できる、こういう便利なものがある。同時に雇用主側から見ますと、就労のできない外国人を誤つて雇用するということが防止できるといふそういうことにも役立つ、こういう側面も御説明をいたしました。その際に、本来その在留中の活動で制限のない方たちがこういう就労資格証明書というものの制度によつて不利益をこうむるということがないようにしつつこの点は留意を願いたいという点もあわせて十分御説明をいたしてきているところでございます。

そこで、ただいまの御指摘のこの表現でございますが、この点は私どもも建設省側にも確認をいたしました。ところで、ここで使ったこの表現の意図するところは、善意の雇用主等が誤って不法就労の外国人を雇うというようなことがこの制度によって防止できるという趣旨のことを述べたことであります。こういうことであると建設省側から私どもに対する確認がございました。私どもとしても、それが我々のこの制度の本来の趣旨でございますし、引き続きこういう点については建設省側とも密接な連絡をとって、本来の就労資格証明書の制度が十分生かされるように今後とも十分留意し、努力してまいる所存でございます。

○千葉景子君 重ねて御説明をいただかないと本
当にこの文書の中身がよくわからないというので
は混乱を起すというふうに思ふんです。

この文章表現の中でやはりこの就労資格証明書がどういふものだということが十分にわかるようなそういう表現をしてほしいと思いますし、この間入管法の改正、施行に当たってはさまざまな部分でこういう何か本来の意圖と異なるようなものが結局出回ってしまう、あるいは誤って伝わって

しまうというようなことがいろいろな部分で見られると思うんです。

前回も質問させていただきましたけれども、入管の窓口が大変混乱をしたとか、これはもうすべてその趣旨、目的とするところをやっぱり正確にきちつと伝えていないというところに問題が残っているんじゃないかというふうに思うんです。後から、本来はこういう趣旨でしたんですと言われても、それでは遅いわけでして、ぜひこういう部分も今後——いろんなことが起こってから、いや実はそういう趣旨じゃなかったということになりませんように、十分内容を伝え、そして文章なども外に出回るものでございますので十分な注意をしてほしいなというふうに思います。

それからもう一点。今度は改正された入管法で、研修の問題、ここが大きく改正をされてまいりました。ただし、この研修については政省令などを拝見いたしますと極めて窓口が狭まってきたといふんでしょいか、逆に言えば厳格になった部分と、いかのが大きいと思うんですね。公共団体であるとか公的機関などについては研修の窓口としてきちっと受け入れ体制をつくらうということがあるのですが、例えば、まじめにやっぱり外国の方を、受け入れていい研修をしてもらおうというような中小企業の皆さんなどにとっては、研修の受け入れの窓口としては大変厳しくなっているんでないかというふうに思うんです。今後、この研修の受け入れについては法務省の告示でどういふことが示されるかというところが示されるところというところでございますが、この中で基準は一応示されているんですけれども、どういふところから受け入れの団体なり受け入れの組織として認められていくのか、その辺のちょっと要件をお知らせいただきたいと思うんですが。

○政府委員(股野見親君) 研修の基準につきまして省令の中で新たな基準を設けております。この点は既に委員もごらんいただいていると思います。が、この基準は本来の研修が研修の効果を上げるように配慮する必要があります。関係各省間で協議を重ね

ねまして一つのこういう姿にまとめたわけでございます。これが研修の効果を保証するという点で重要であると考えておりますが、同時に、こういう基準を定めると、この基準に必ずしも当てはまらないがしかし研修としての実際の効果を上げる、そういう事業というものもあるというふうに感ぜられるところでございます。その点で、特に実務を伴う実務研修の観点での基準のつくり方に際しましては、この省令の中にも示してござい

ますが、受け入れ機関それから派遣機関に関する基準については法務大臣が告示をもって定める場合とされておまして、それはそれなりの合理的な理由があるというこの場合にそうすることにいたしております。

そこで、ただいま委員が御指摘になりましたようなまじめな方で本来の研修を遂げようと、しかし必ずしもこの基準において合致しないというふうな場合もあり得ると思っております。私も現在関係方面との内容について御相談をしておるところでございますが、現在例えば考えておりますところでは、農業の関係の研修で農家で研修生を受け入れられる場合あるいは中小企業等で研修生を受け入れられる場合、そういうところが受け入れ機関になるものであって、かつその事業が公共性という観点から見て一つの公共性のある研修ということが認められる場合、あるいは公的な資金で研修が行われるといったような場合、具体的な関係方面からのお申し出も今受けておりますので、そういうものを踏まえて大臣告示で定めるものを現在検討しているところでございます。我々

といたしましては、検討を早急に終えまして、明確な姿でこの点を明らかにするように現在努力中でございます。

ていただくような道をつくっていただきたいと思っております。

ただ、そうおっしゃっている反面、中小企業協同組合とかあるいは商工会議所などは一定の厳格な要件を緩和して受け入れ機関として認めていくというふうなことも今出されているようなんですけれども、これは中小企業協同組合とかあるいは商工会議所等は、まあこれは別に公的な機関ということではないんですが、とりわけ研修の受け入れ機関として認めていくこととなるのは何か意味があるんでしょうか。

○政府委員(股野景親君) ただいま御指摘になりました中小企業の協同組合からこういう点についての現在お申し出が関係方面を通じてございまして。私もそのお話を伺っておりますと、一つのポイントとしては、中小企業の最終的な受け入れ機関の姿からして現在基準で定めております受け入れ機関の常勤職員二十分の一以内の数で研修生を定めることになっている点について、もう少し弾力的な運用ができればいいかという点が一つ提起されております。この点は実際上既にこういう分野で研修の実績を上げておられるところがございまして、その実績も踏まえまして私もそういう点での基準の緩和ということを考えておるわけでございますが、同時にそういう中小企業等の協同組合がなさっている事業につきましましては、例えば地方公共団体の関係する職業訓練施設であるとか、あるいは宿舎等の提供も行われるというような形で公共性というものがその研修の事業の中に加わっております。そういうことが現実の姿としてございまして、そういう観点で先ほど私申し上げました公共性というものがそういう事業の中に認められる場合、これは研修の実効を保証するという点から安心であると考えられますので、そういう点での今検討を行っているという次第でございます。

○千葉景子君 商工会議所はどうですか。

○政府委員(股野景親君) ただいまの商工会議所については、まだ具体的に私もお話を承っておりますが、具体的なお申し出を受けてこれは検討

討をしてみることがあるかと考えております。

○千葉景子君 中小企業庁、法務省、外務省、労働省などが出された「中小企業事業者のための外国人労働者問題Q&A」というのがございまして。その中から見ますと、中小企業等協同組合、商工会議所等は、この研修の受け入れ団体として告示される予定であるというふうなことになるというふうなんでしょうけれども、私はこの問題とそれから今盛んにやばい中小企業などで労働力の不足が叫ばれている、この入管の改正によって非常に悲鳴を上げているというそういう実態が片方ではある。研修という点についてこういう中小企業協同組合や商工会議所などについて一定の緩和措置をする、片方ではそういうところには労働力としての要求があるということになると、これは下手をすればやはり本来の研修ではない、労働力不足を補うというそういう面に機能していくことが私は危惧されるような気がするんですけれども、その点についてはどうでしょうか。何か労働力不足についても検討を始めているというふうな新聞報道等もなされているような状況ですが、その辺の危惧はございませんか。

○政府委員(股野景親君) ただいまの研修につきましましては、私も先ほど申し上げたように、緩やかなる場合であっても技術ないし知識の修得というところが確保されるという点があくまで研修の本来の趣旨でございまして、その点についてはきちんとしていきたい。また関係方面の協力も得たいと思っております。

他方、それでは外国人労働者の受け入れ一般の問題になってまいりますと、これは本委員会でも御審議をいただいたところでございますが、これは我々としてはいろいろな関連して検討すべき問題がございまして、この点については引き続き関係各省さらには関係方面と幅広くお話し合いを続けながら、引き続きこれはあるべき姿について検討をしていく、こういうふうな考えております。

○千葉景子君 じゃ、いわゆる実務研修などが実際に労働力不足を補うというふうなことに

がらないということは、今確信を持っていいですか、考えていらっしゃいますか。それに対してやはり厳密な指導をなさっていくというふうにお考えですか。

○政府委員(股野景親君) 研修は本来の研修として行い、そして外国人労働者の問題は、これはまた別途の見地で考える。したがって、本来の研修が確保されるように十分配慮していくべきである、こう考えております。

○千葉景子君 それでは、またちょっと違う問題になりまして大変恐縮でございますが、これも大変困っている方がたくさんいらっしゃるというところで若干お聞きさせていただきたいというふうに思います。

過日の委員会では、土曜閉庁に伴う施設での取り扱いの問題をお聞きをさせていただきまして。とりわけ、矯正施設などにおける面会等の問題、そしてその中でも弁護士との接見交通の問題についてお聞きをしたわけですが、弁護士だけではなくて一般のさまざまな処遇にかかわる問題も、土曜閉庁に伴いましていろいろと弊害が出てきている。それによってさまざまな不利益を受けているという事実が私のもとにも届けられるようになってきました。そんな意味で二、三お聞きしたいというふうに思っております。

まず、土曜閉庁になりました、一般の面会もこれは一切その閉庁日には行われぬというところになったわけですね。これについて法務省では、この間私も話をさせていただきまして、日曜日と要するに同じ扱いなんだ、日曜日がふえたと同じだということでございます。これはそう言えばそうなんですけれども、やはり人の問題ですから、そしてさらには、例えば拘留所などでは無罪の推定を受け、面会、人と会う権利を持っている人に対する問題ですから、単に休日がふえたからといってそれを制約していいものではないかというふうに思っております。

特に矯正部分、拘禁部分というのは交代制勤務で、これは休日なく、もう二十四時間体制、そ

して一週間隔たりなく行われている。それと切っても切り離すことのできないという面会などの問題については、それとは切り離して土曜日も閉庁になったので日曜日と同じ取り扱いというものは、これは極めて、何というか形式的、そして本来の権利を無視したやり方だというふうに思うんですね。この点について、まず面会部分を交代制勤務、そしてその拘禁部分と切り離して、単に事務部門のような取り扱いをするということについては、私はこれは本来のやり方ではないと思いますけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

○政府委員(今岡一容君) 閉庁土曜日における弁護人あるいは一般の方の面会の件につきまして、前回にも御質問をいただきましたが、その際お答えしたところでございますが、この閉庁土曜日になりましたら、弁護人の被告人等との接見につきましては、これはこれまで土曜日に接見をいただいていたというところを十分尊重し、また弁護人の役割の重要性というところも考慮いたしまして接見をしていただくように配慮しているということとは前回申し上げたと思います。

ただ、一般人の面会ということになりますと、やはり現行法制のもとにおきましては、休日においては接見等の業務は行わないということになっておるわけでございます。現に、これは長年におたりまして休日、日曜日等においては接見、差し入れ等の業務は行わないというところでやっていますまいりましたし、そのことにつきましてはそういうものだとということで御理解をいただいていたと思うんでございます。

そういう制度を受けまして、職員の配置も休日、日曜等におきましては極端に職員の人数を減らしております。やはり委員御案内のように矯正職員は非常に厳しい勤務条件のもとに置かれておりまして、その辺も我々としては十分に考慮してまいる必要があるわけでございます。この休日にそういう扱いをしておりまして、現在の職員配置はそれで手いっぱいというのがこれは実情でござ

います。これをさらに日曜日においても原則的にいたしますか、接見等の業務を行うということになりますと、大幅に職員の配置をふやさざるを得ないというところに難しい問題があるわけでございまして。

そこで、私もどなたもいたしましては、現状のもとにおきましては日曜日についてはやはりこれまで同様接見業務を行うことはやらないということについて御理解をいただきたい。現状において直ちに接見業務を行うというのはいくらも施設の中で日曜の給食でございましてか食事を給したりというふうな、それをやっているから接見もやるべきだというふうな御指摘でございますが、なかなかそれはそのように職員を配置することが困難な状況にあるということにつきまして十分御理解を賜りたいというふうに思っております。

○千葉景子君 私は、根本的にやっぱり誤っていると思うんです。というのは、日曜日はそういうものだと御理解をいただきたというこれは問題ではなくて、基本的にはやっぱり無罪の推定を受けた人に行き得るだけ外部交通権を保障するということまずそれを根拠に置くこと。そして職員の皆さんの状態とか、あるいはぎりぎりで行っているというところは私たちもそんなことを知らないで言っているわけではないし、それをできるだけ待遇をよくしていこう、休日もふやしていこうというものは土曜閉庁の制度としてこれは当たり前のことで、すし、やっぴいかなければいけないことです。

だからといって、じゃ権利やあるいは処遇を悪くしていこうということには決してつながらない。そこにやっぱり何らかの努力が必要なんじゃないかと思うんですね。この間私はずっと言ってきた。そして河上局長のころも、何らか工夫、努力をしていきたとおっしゃるけれども、全く行われないうです。御理解をいただきた、御理解をいただきたというこれ一点張り、これじゃ全然、いわゆる拘留施設の改善とかそういうことは行われないうというふうに思っていますね。だから、別に私もあしたこうせい、日曜日全部

面会させろなどということは全く言っていないつもりです。しかし、土曜閉庁においても全体にサービスの低下をもたらさないような工夫をしなければいけないのも、これも総務庁などでも言っていることですね。例えば、公的な機関でもその部分を少しはかの日に延長して窓口をあけるとか、いろいろな工夫をしているところもある。それから本年の予算の御説明をいただいたときに、最近その職員の不足とか、あるいは休日やふやすためにOBの職員の方なども採用をされているという工夫をされているということもおっしゃっている。だとすれば、この部分についても何らか方向性としてこうしていきたい、そのために職員もぜひ次の年は大いに要求をしていきたいとかそういう前向きなやりかたがなければ、これはもう根本的に私はその姿勢そのものが問われるんじゃないだろうかと今思っています。そういう意味で、御理解をいただきたではないお答えをぜひ出していただきたと思います。

○政府委員(今岡一容君) 現在行っている処遇、いわゆるサービスとでも申しますが、それを落とさないようにするということが必要であるということとは私も十分認識しているところでございます。弁護人等の接見についていろいろ現行制度のもとで可能な限り配慮しているものもそのようなことを認識していることであられるとお受け取りいただきたわけでございますが、そのほかにも、先ほど御指摘のありましたように、私も今年度から賃金職員というようにも導入いたしまして業務の一部をこれらの職員によって代替させるというようなことも積極的に推進しようとしたしております。

それから、もちろん必要な人員とかの手当てという問題につきましても引き続き大いに努力してまいりたいと思っておりますし、また運用の面におきましても、接見について申しますならば、例えば現状におきまして日曜日などの場合、遠方からわざわざ施設へ訪ねてこられて平日に出直してくるということが非常に困難だというふうな事情

をお持ちの方には特に配慮をいたして、やりくりをして接見に当たっているというふうなことも現にやっているわけでございます。したがって、私どもとしましては、運用面におきましても、将来における勤務体制の整備というふうな面につきましてもいろいろの面でいろいろもつと工夫を凝らしながら努力してまいりたい、このように考えているところでございます。

ただ、現状はどうかということにつきましては、直ちにそのようにすることが困難な事情があるというところを申し上げたわけでございまして、将来的には大いにいろいろ努力してまいりたい、このように考えております。

○千葉景子君 じゃ、もう時間もございませんで、最後にちょっと大きな問題をお尋ねして終わりにしたいというふうに思います。

昨年の十一月でしようか、国連で子供の権利条約が採択されました。これは私も大卒を勉強させていただきましたけれども、まあ大変これまでと発想を大転換をしなければいけないような非常に重要な課題であろうというふうに思います。今後、この子供の権利条約批准に向かってさまざまな議論が進められていかなければいけないと思うんですが、これだけ重要なことですから外務省としては早くやっぱりきちんとした訳をつくっていただいて、そして広く国民各層に、いろいろな関係者に議論を巻き起こす、そしていろいろな意識の啓蒙をしていくということが必要じゃないかというふうに思っています。そういう意味で、外務省には何しろ早急に皆さんに資料を提供できるように、そういう訳として正式に提出をすることをまず要求をしたいと思うんですが、その点。

それから法務省、正式なといいますが訳がないわけですから、まだ訳がないので何にも言えませんが、民間の中で訳されたものを前提にいたしますと、法務省管轄の民法等あるいは少年法関係などに随分この子供の権利条約を検討するに当たっては考えなければいけない点がたくさんある

んではないかと思ひます。もう時間がないので一々挙げませんけれども、親族の關係、非嫡出子の差別の問題など、これは憲法上も問題ですが、こういう根本的な議論を展開しなければいけない点がたくさんあるように私は思ひます。

そういう意味で、今後、法務省としても子供の權利條約を踏まえてどういうお取り組みをなさるつもりか、法務省にはそれをお尋ねして質問を終わりたいというふうに思ひます。

○説明員(角崎利夫君) お答え申し上げます。

一般的に申し上げて、確定した日本語訳ができていない段階におきまして條約の訳文を公表することは差し控えていただいているというのが現状でございます。

本條約につきましても、現在、訳文を含めまして検討を重ねておるところでございます。現段階におきまして、確定できる時期を含めお尋ねの点について申し上げる状況にはまだ至っておりません。

○政府委員(清水滋君) 兒童の權利條約の内容につきましましては現在外務省を中心といたしまして勉強会が開かれておるわけでございます。法務省からも係官が参加いたしまして熱心に研究、検討を続けておるところでございます。

御指摘のように仮訳が現在出ておりまして、それをもとにして私も議論するということになるわけでございますが、委員おっしゃいました嫡出子と非嫡出子の相統分の問題、これが條約に抵触するのかもしれないのか、これはいろいろな考え方があろうかと思ひます。それからまた、養子縁組についていわれる夫婦連れの養子縁組については現在裁判所の許可を要しないということになっておりますけれども、この條約によりましてすべてそういう一定の権限ある機關の許可に係らしめるというふうなことになるので、この關係は形式的には衝突するのではないかと、いろいろな各種の指摘がされておることを私も十分承知しているわけでございます。そういうふうな問題点も含めまして、現在内部で真剣に検討

をいたしておるところでございます。

○委員長(黒柳明君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時半に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(黒柳明君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○矢原秀男君 企業合併、買収に関連しての質問をしたいと思ひます。

昨年から今年にかけて報道でもいろいろと株式の持ち合いとか企業買収、MアンドAの記事を見かけることは皆さんも御承知のとおりかと思ひます。今までは海外の問題として非常に多かったわけでございますが、最近では日本でもごく身近な問題としてやはり見過ごしてはいけぬ問題等もあるわけでございます。このMアンドAの形態については御承知のとおりでございますけれども、一つは国内企業対国内企業の合併、買収、二番目には国内企業対国外企業の合併、買収、三番目には国外企業対国内企業の合併、買収、四番目には国外企業対国外企業の合併、買収等々が考えられておるわけでございますが、我が国企業に直接関係するのは今申し上げた中で一、二、三であるわけでございますが、このような分類をした場合に、それぞれ日本の国では何件近くあるのか、まず大蔵省にお伺ひしたいと思います。

○説明員(中川隆進君) お答えを申し上げます。

実は私ども大蔵省におきましては、証券行政という観点から所管をしているわけでございます。直接に企業間の合併、買収等法律的な面あるいは産業政策的な面について所管している立場で

はございませんけれども、御指名でございますので、私の承知している限りの数字を申し上げますと存じます。

実は私どもの調査ではございませんで、山一証券の調査でございます。この数字がよく利用されるわけでございますが、これによりまして、御指摘の我が国企業が直接関連をいたしますMアンドA、すなわち企業間の合併、買収でございますが、一九八九年、昨年中で今御指摘の国内企業対国内企業といひましようか、国内の企業同士の合併、買収が二百四十件でございます。それから日本の国内企業が国外企業を合併、買収をしたというケースは四百四件でございます。逆に国外企業が国内企業の合併、買収をしたというのは十五件でございます。合計六百五十九件ということでございます。近年だんだんふえてきているという状況であらうかと思ひます。

○矢原秀男君 日本国内でも非常に多くなっているように感じます。

このMアンドAについては今お聞きをいたしておりますが非常に活発に行われる形態の数字が出ておりますけれども、定着してきた原因には、企業の資金力の向上、余剰資金つまり金余り現象。また円高による割安感、一九八二年には一ドル二百四十九・〇八円でございますが、一九八九年の第一四半期には二百二十八・四五円、こういうふうな経済力の飛躍的な向上にあると私たちも分析はいたしているわけでございますけれども、合併、買収する側とされる側はお互いにメリットがなければ成立はしないはずだと、こういうふうに考えております。

そういう中で大蔵省に二点伺ひますが、まず活発になってきた背景、そして二番目にはお互いにどういふメリットがあるのか、そういう分析をされていらつしやれば御見解を伺ひたいと思ひます。

○説明員(中川隆進君) お答えを申し上げます。

これにつきましては一般論ということでお断りしたいわけでございますが、今御指摘のようにな

まに我が国企業の経済力の向上といひましようか、あるいは円の強くなったという背景もあるかと思ひます。欧米におきましてかねてから企業間の合併、買収あるいは営業の譲渡、いわゆるMアンドAという手法につきましては企業戦略を進めていく上での有力な方法といひましようか。一方、我が国におきましても、近年の産業構造の変化といひましようか、いわゆる企業のリストラクチャリングという言葉で言われておりますけれども、そうした変化に伴います企業活動の多様化あるいは我が国企業が生産活動を海外に展開していくグローバル化という言葉になります。どうか、そうしたことの背景といたしまして我が国企業が海外へ進出していく、そういうような状況の中でMアンドAが着実にふえてきている、こういうことではないかと思ひているわけでございます。

それから二番目の、合併、買収、MアンドAはお互いにメリットがあるからやるのだらうという御指摘でございます。まさにそのとおりだろうと思ひます。どういふメリットが考えられるのかということでございますが、これも行政の立場でお答えするのはなかなか難しい面があるわけでございますけれども、一般論として申し上げますと、MアンドAを行う方の企業の立場といたしましては、例えば当該企業が持つていないような資源、技術でありますとか、あるいは専門的な知識あるいは独自に開発するのには非常に時間やコストがかかるといったような場合、それから流通システムなど、そうしたものを相手企業が持っている、こういう場合には短期間にそのした市場の参入であるとかそういうシステムを確保するとか、そういうメリットが一つ考えられるのではないかと、そういうわけでございます。あるいは合併、買収によりまして市場拡大あるいは規模の拡大ということやシェアの拡大、販売力の強化といったような相乗効果も期待できるといったこともあろうかと思ひますし、あるいは、これはや

や敵対的なケースなのかもしれないけれども、相手企業の資産が非常に過小評価をされているといったような場合に、合併、買収を行うといったようなケースもあるかと思ひます。

他方、合併、買収される側のメリットということになるわけですが、敵対的な場合は別といたしまして、一般的には、例えば経営不振に陥った企業が救済を受けるといったようなケースもございまして、企業は構造転換のために部門の一部を積極的に譲渡していくといったようなケースもあるかと思ひます。また、先ほどの買収する側とは逆になるわけですが、人的資源、技術資源あるいは流通システム等の面で競争力のない企業が将来の発展性というのを考えて積極的に買収に応じるといったようなケースもあるかと思ひます。こうしたことがいけばメリットということになるかと思ひます。

○矢原秀男君 最近書店では、こういうMアンドA関係の書籍が非常にあふれております。政府当局としても、商行為の一種と見ていろいろと検討されていらっしゃるのではないかなと思ひます。わけでございますが、このMアンドA遂行の手順には、大きく分けて一つは、対象企業との話し合いによるもの、二番目には敵対的な企業買収、この二つがあると思ひます。

私は、この買収企業並びに被買収企業の権利と義務が十分守られているのか、こういう点に非常に疑問に思っているわけですが、今回新聞紙上でも問題になっております。今後ともなうと思ひますが、国際航業株をめぐる問題にしてみても、このMアンドAに関する法制はかなり整備されていると私も聞いています。問題といたしまして、詳細な問題、例えば合併等の問題といたしまして、さらなる法整備についてどういうふうに考えていらっしゃるのか。これは法務省と大蔵省にお伺いしたいと思います。

○政府委員(清水滋君) いわゆるMアンドAと言われている現象につきましては、これは現在の商

法上の法制に沿って考えますと、一つには対象会社の株式を取得してその会社を支配するというやり方によるというものが考えられます。それから、現在の商法で認められている会社相互間の合併、こういうような形、これは合併契約が必要でございまして話し合ひで合併契約をするということに相なるかと思ひます。それからまた、あるいは営業の譲渡を受ける。これも契約でございまして譲渡契約によって営業が移るといふようなことになるわけですが、そういうような現在の商法の規定に従ひまして、これらが適正に行われる限り、商法上特に問題とすべき点はないということになるわけですが、あとは企業行動あるいは企業倫理の問題というのが残るといふことになるわけですが、商法が適正に守られるということが前提である限り、問題はな

いことになるわけですが、証券取引法を所管する立場から申し上げますと、投資家保護という立場から申し上げますが、当該合併、買収等に関する情報を適宜適切にディスクロースして、投資家が不測の損害をこうむらないようにする、特に一般投資家でございますけれども、不測の損害をこうむらないようにするといふことが大事でございまして。

その意味で、証券取引法等におきまして合併、買収等のディスクロージャーの徹底ということである。いろいろ制度がございしますが、臨時報告書の制度もございまして、あるいは証券取引所のタイムリー・ディスクロージャーといった制度もあるわけですが、そのほかインサイダー取引規制の導入でございまして、いわゆる五％ルールの導入、今回の国会で成立をさせていた

だいたいでございしますが、五％ルールの導入あるいは公開買付け制度の改正といったことを行っているところでございまして。

そうした観点から今後とも投資家保護のための制度の整備という点で、私どもとしても遺漏なきを期してまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○矢原秀男君 昨年、MアンドAにかかわる二つの事件がありました。

一つは、米国の会社と国内の自動車部品会社とのトラブル。二つは、不動産会社と二社の中堅スーパーマーケットの株買い占め事件でございしました。この両事件とも株式の持ち合いによる乗っ取り防止策に関する件で注目をされたわけでございます。一つの事件では、結果的には米社が大手の自動車会社とその自動車部品会社との系列関係、ひいては株式持ち合いを批判しただけにとどまらず、日米構造協議の席上問題となっておりまして、系列取引の閉鎖性まで尾を引く形になったわけでございます。その辺の流れについて御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(中川隆雄君) 御質問の趣旨は、今の先生御指摘の二つの事件と日米構造協議の関係とい

うことであらうかと思ひますが、御指摘のとおり日米構造協議におきまして、いわゆる系列問題という議論が行われていることは事実でございますけれども、この小糸製作所の事件、それから後で申されました事件と日米構造協議がどのように関連しているのか、どういった観点で系列問題が日米構造協議で登場してきたのか、そうした経緯といったものについては私も定かには承知していません。

○矢原秀男君 先日、系列取引の情報開示について省令を改正し、その強化を提示したようでありましたが、その改正内容はどのようなもので、投資家、株主にどういった利点があり、産業界にはどのような影響が出ると予測をされているのか、その点を一点お答えをいただきたいのでございます。

○説明員(中川隆雄君) お答え申し上げます。

今般の日米構造協議におきまして、去る四月に行われました会合で中間報告というものが取りまとめられたわけですが、その中で系列関係の部分かなりのウェイトを占めているわけでございます。その中で今御指摘のような、いわゆる企業系列の情報開示といましようか、そうした指摘がございまして、ちょっと読み上げてみますと、

系列問題に係るディスクロージャーについては、最終報告までに結論を得ることを目的として、欧米の実情等を踏まえ、一層の改善が適切と考えられる事項に関し、検討を進める。上記ディスクロージャーの改善の検討は、関連当事者間取引に係る情報開示、連結財務情報の整備を含め、これを行うことを見込んでいます。

こうした内容になっているわけですが、先般一部の新聞に、この御指摘のような系列関係のディスクロージャーといましようか、関係企業、親会社であるとか子会社であるとか、そうした関係当事者間のいろいろな取引についての情報開示にかかわる報道があったわけですが、これも、実は、これはただいま申し上げました日

米構造協議の中間報告を踏まえまして、現在最終報告をめぐって検討中の段階のものでございまして、このような企業の取引関係等のディスクロージャーとなりまして極めて専門的、技術的な分野にかかわるものでございまして、産業界でありますとか、あるいは監査を行う公認会計士の方々の調整も十分に行う必要があるということで、現在、ただいま申し上げましたような関係者と協議しつつ、最終報告までに結論を得るよう努力しているということでございまして。そうした状況が一部報道されたということでございまして。

○矢原秀男君 関連をして、この日米構造協議における系列の取引関係においては、証券取引法関係の系列取引開示とともに、この商法上の開示というものが議題に上がっているものでありますけれども、六月末には内容が明確になるように伺っております。こういう問題でこの商法上の開示になり影響するのではないかと私たちは考えているのでございまして、その点は法務省ではどういうふうな見解でございましょうか。

○政府委員(清水滋君) 日米構造協議の中間報告におきましては、会社法の見直しといたしまして「商法によるディスクロージャーの制度の拡充及び合併の弾力化等について、今後の法制審議会において検討する」ということが示されているわけにございまして。

商法によるディスクロージャーというのは、証券取引法によるディスクロージャーとやや違うという面があることは否定できないわけにございまして。証券取引法の方のディスクロージャーというのは、資本市場で資金調達を行う大会社を対象として、そういうことのために詳細な開示が義務づけられているわけにございまして。ところが商法は、百二十六万社に達する株式会社一般を対象としているという点あるいは小会社の立場も考慮しなければならないという点、いろいろな要素がございまして、証券取引法と必ずしも同じようにはいかないという面があるわけにございまして。しかしながら、これまでもそうでございまして。

ございましたけれども、大会社につきましてはできるだけ証拠のディスクロージャーと歩調を合わせ、例えば企業会計の原則などについても商法の計算規則と企業会計原則を適合させるというような形で両者の一致を図ってきたところでございまして。

アメリカが求めているディスクロージャーというものの対して、証券取引法を別といたしまして商法の面からどの程度おこなうことが出来るか、これは法制審議会において今後検討されるべき問題ではございまして、私どもも十分に努力してまいりたいというふうに考えております。

○矢原秀男君 そうして日米構造協議における会社法の見直しにおいて合併の弾力化、これは法制審議会においても検討されると思っておりますけれども、この将来方向はどういうようになっていくのでございましょうか。

○説明員(大谷積男君) お答え申し上げます。

合併につきましては商法もそれなりの規定を置いていたわけでございまして、商法の規定をごらんいただきますと、少々おわかりいただけるように、非常に規定の数が少なく簡素なものとなっております。この点は実務の工夫の余地をそれだけ認めるという点でよい面もあるわけでございまして、具体的な行動の基準が示されないために難しい場面、実務界がいろいろ対応に困るということが指摘されております。一方、簡素であるという点から逆に余計な干渉をしているという点も指摘されております。一方では干渉が過ぎるという点も指摘されております。

合併法制につきましては、これまで局長の方からも御答弁申し上げておりますように、本格的な検討はこれから法制審議会においてしていただくことになるのでございまして、さしあたり意識されている問題点について若干御説明をさせていただきます。これは平たく申しますと企業同士の結婚ということになるわけにございまして、財産がそれぞれ合

をいたすわけにございしますが、その両会社の財産がどのように合体するのかということに関してほとんど規定がないということが最大の問題点でございまして。そのような財産の承継に関する規定をまず整備をしなければならぬということが意識されているのでございまして。

それから二番目の問題といたしましては、冒頭お話ししました過ぎたる干渉にわたる事項ではないかと言われているものでございまして、合併をすることが出来る会社の組み合わせ、あるいは合併後の会社の態様について商法あるいは有限会社法はさまざまな制限を置いております。

若干その例を申し上げますと、例えば有限会社は株式会社としか合併することはできません。会社としてはほかに合名会社及び合資会社というものがありますが、そのようなものとの縁組はできないということになっているのでございまして。

また、有限会社の合併についてはさらに制限が設けられておりまして、有限会社と有限会社同士が合併をする場合にはその後の存続会社も有限会社でなければならぬと、あるいは有限会社と株式会社と合併して存続会社が株式会社である場合には裁判所の認可を得なければならぬというよう

な制限があります。あるいは合名会社、合資会社は株式会社と合併することができませんが、その場合には存続会社は株式会社でなければならぬというような規定を置いていっているものであります。

このような制限の趣旨は、一つにはそれ以外の合併の態様は余りないであろうという点、あるいは合併の観点からの考慮、あるいは無制限に組み合わせを認めると、例えば簡単に会社を設立して合併によって設立の厳しい株式会社という点の防止しようという問題意識があったかと思っております。また、必ずしもそういう問題意識の趣旨は生かされていないということが言えるわけにございまして。したがって、これからの改正におきましては、そのような現行法の合併当事会社の種類の制

限というような規制にどこまで合理性があるのかという点について検討をお願いしたいというふうな点に考えております。

それから、さらにその次の問題でございまして、実務的には極めて大きな問題と考えるかと思っておりますけれども、現行商法の規定に基づきまして合併手続を進めますと非常に時間がかかるということが言われております。合併は会社の運命に重大な影響を及ぼすものでありますから、株主からの承諾を得るといふ手続については極めて慎重な手続をとらなければいけない、あるいは債権者の了承をとらなければいけないという点は一般論としてはそのとおりであります。それにいたしましても少し現行法の規制は厳重に過ぎる。

細かい点は省略させていただきますけれども、合併手続が始まりましてから合併が完成するまでの間に二度にわたって株主総会を開かなければならぬとされております。果たしてその必要性があるのかという点も問題でございまして。それからまた会社の債権者との関係では、債権者に対して合併をするという事実を告知いたしまして、それに対して異議のある債権者に対しては、あるいは弁済をするとかあるいは担保を供するとかいうような手当てをその債権者の態様、債権の重要性を問わず一律にしなければいけないという点にされていっているものであります。このような手続の重さという点も期間を長くするとともに合併手続を非常に重いものにしていっていることになっていくわけにございまして、このような点についてもまだ十分合理化の要素があるというふうに字者からも指摘がされていっているものであります。

以上、重立ったところを御紹介申し上げますけれども、そのような点を中心に今後鋭意法制審議会において検討がされていくものと期待をしております。

○矢原秀男君 大蔵省に伺いますけれども、株式の持ち合い、これは国内では安定株主づくりとしてほぼ一般化しているようでありまして、諸外国では大体どういふふうな傾向であるのか、この点

を伺います。

○説明員(中川隆進君) お答えを申し上げます。

株式の持ち合いにつきましては、申し上げるまでもなく証券市場といえましょうが、公開市場に一般に取引されている企業の株式の取得、保有、相互保有、持ち合いといえましょうが、基本的にはもちろん自由でございまして、そういう意味からしましても、どういった持ち合いの状況かという数字を私どもが具体的に把握しているわけじゃないわけでございますが、ましてや海外の状況といえますとなかなかわかりにくいわけでございまして、私も、一般に言われておりますのは、我が国の場合に株式の持ち合いという比率が高いのではないかと、いうふうなことが言われているわけでござい

ます。今、御質問は海外の状況ということでございすけれども、そうした観点でまず国内の状況をちょっと見てみたいと思うわけでございまして、国内で、何をとるかなかなか難しいわけでございまして、証券取引所協議会というのがございまして、それが調査しております上場株式の法人の所有割合というのを、持ち合いの数字とはちょっと違いますが、これを見てみますと、株数ベースで七三%、金額ベースで七五・四%ということになっております。同じような形で海外、英米等を見てみますと、例えば米国でございすけれども、一九八八年の数字になりますが、株式の所有割合でございまして、金額ベースで個人が五八・三%、残りは個人以外ということでございす。そのうち金融機関が三五%ということでございます。これも、繰り返しになりますが、持ち合いの状況ということでは決してないわけでございます。最近機関化現象ということはどうした機関投資家の株式保有がふえているということの状況であらうかと思ひます。それからイギリスでございす。同じ数字でございす。一九八八年で金額ベースで個人が二八%、個人以外、金融機関と事業法人合わせて六二・八%、西独で見ますと、同じ一九八八年で個人が一九・七

%、個人以外、事業法人、金融機関でございす。これが六一・二%、こういった状況でございす。

○矢原秀男君 二つ目の事件につきまして、今東京地裁で仮処分の問題でありますけれども、これは不動産会社と二社のスパーマーケットの株の買い占めにかかわる事件であります。

不動産会社の買い占めに對抗して二社のスパーは、お互いに安定株主づくりのために割安な第三者割当で株式を発行し、お互いに持ち合いをしたのでありますけれども、この株価が時価の数分の一の低価格で発行したものですから逆に買占め側の提訴を受け、新株発行差止め判決を受ける、こういうふうな形の事件でございす。これに關係して質問をいたすわけでございす。企業防衛の観点からこの事件の成り行きが注目されていたのでありますけれども、敗訴となりますと二社のスパーの株式持ち合い、いわゆる株式の第三者割当にによる安定株主づくりの遂行の仕方が間違っていたのか、それとも従来、企業防衛の手段として有効方法と考えられてきたこの第三者割当の株式持ち合い、これらに欠陥があるのか、非常に複雑な問題があるんですけれども、法務省の立場で分析をしていただいた場合にどういうふうな見方があるのか、そういう点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(清水滋君) お尋ねの秀和株式会社は株式会社がなげやを相手といたしまして、いなげやの新株発行の差し止めの請求をしたという仮処分でございまして、これに対する決定は公判物に掲載されておりますのでそれに基づいて私どもその事実を知るわけでございすけれども、要するに新株を発行する場合に、授權株式の範囲内で取締役会が経営権の行使として新株を発行する、その際にこれをだれに割り当てるかということには原則として自由である、こういうことに現在の商法上はなっているわけでございす。しかしながら、株主以外の者に対して特に有利なる発行価額をもって新株を発行するという場合には、これは

既存の株主の権利を害するおそれがございますので、株主総会の特別な決議が必要である、こういうふうになっているわけでございす。

本件は、この被申請人の方でした新株の発行についてのその発行価額が特に有利な価格であったかどうか、つまり被申請人の一般の株主というものに比べて、発行価額として決められた価格が非常に低くて、非常に第三者にとつては有利であるというふうな事情があったかどうかという点が第一の争点。それから第二の争点は、これは商法二百八十八条ノ一でございすけれども、著しく不公正な方法でそういう新株の発行手続が行われたかどうか。申請人のいわば権利を害する、つまり当然新株を発行することによって申請人のいなかやに対する株式の持ち分割合というものは減ってくるわけでございすから、そういうことは当然のこととございす。それから、それに加えて何か不当な目的があつてそういう新株の発行がされたものであるか、つまり不公正な発行であるかどうか。この二点が争点になったというふうに私どもは理解しているわけでございす。

これはいづれも、特に有利な価格であるかどうかというのことは事実認定に属する問題でございまして、裁判所の一番の判断によりまして、これは特に有利な価格であるから、本来株主総会の決議によるべきところをやつていない。したがつて、そういう意味では法令に違反するということ。また、決定では言われているわけでございす。また、不正発行であるかどうかということについて、この決定は不正なる方法による発行であるというふうに結論づけているわけでございす。したがつて、いづれもこれは具体的な仮処分申請事件における事実に基づくものでございまして、そういうようなそこに出された陳明資料その他に基づいて裁判所がそういう御判断をなさつたということであつて、私どももいたしましては、これに対してとやかく申すべき筋合いはないと言わざるを得ないというふうに考えているところでございす。

○矢原秀男君 この件について、じゃ最後に法務大臣に伺ひますが、こういう経済界の証券に絡むいろいろな問題等々、やはり健全な社会のあり方ではないといけないと思ひますけれども、今後M・A・D・Aについてはさらに国内、国外についても数多く進んでいくと思うわけでございす。国民の立場から見て、ああやはり健全なものだな、そういうふうな安心感がないと、これは単なる経済界のやりとりというものでなくして、法務省としても政策的な一つの路線というものが将来的に必要ではないかと、今こういう裁判の一つを我々分析して感じているわけでございす。一言で結構でございす。この点についての見解を伺ひます。

○国務大臣(長谷川信君) 今委員いろいろ御発言がございました。意を体しまして、十分ひとつ勉強させていただきます。検討したいと思ひます。

○矢原秀男君 次の問題は、先般新聞紙上にも出てまいりました尊厳死宣言の問題でございす。私も非常に心配をしているわけでございす。これは六月二十日の朝日新聞を拝見したわけでございす。「尊厳死宣言」が急増。「死が迫つたら、植物状態なら、延命措置は一切しない」という関係の方々の御希望というもので、登録者が八千人を既に超えている、そういうことでございす。文面を拝見いたしますと、

死が間近に迫つた時や植物状態に陥つた場合、死期を引き延ばすための医療措置は一切しないで欲しい——という「尊厳死の宣言」をする人が増えている。この考え方が日本に紹介されて十数年。宣言者は長らく千人台で横ばい状態が続いていたが、二、三年前から急速な伸びを見せ始め、先月半ばに八千人を超えた。高齢化が進む中、今年初めには日本医師会の生命倫理懇談会が尊厳死を容認する見解を打ち出して、関心はさらに高まるだろうと関係者は話している。

私、この方々の論文というものを拝見をさせ

ていただきました。それは、尊厳死については、充実した生を生きるためにということではいろいろの論文を出されております。そういうものを拝見しながら非常に私も心を痛めるわけでございますが、その論文の中にもいろいろと道徳、哲学の立場から、ギリシャの哲学者のソクラテスの格言を引用されたり、プラトンの一節も引用されながらいろいろと論文がつくられております。私はやはり、この世に生を受けて、一人の人間の命は地球よりも重いというこの格言、哲学というものは皆さんが周知のとおりでございます。

だから、いろんな関係分野が全力を挙げて、お体の悪い方々やそういう方々が、本当に何とかこの世の中で精いっぱい生きていただいで喜びにあふれていく、そういう生命の尊厳というものを私は思っているわけでございますけれども、一面ではこのようなことがまた急増傾向にあるわけでございますが、この点につきましては厚生省にまずお尋ねをしたいと思います。

この尊厳死宣言、つまり死が間近に迫ったときや植物状態に陥った場合、死期を引き延ばすための医療措置は一切しないではないかというものでございまして、日本尊厳死協会の宣言書にもこれらに関して載っているわけでございますが、登録も非常に数多くなっておりますのでござい

ます。こういう面から見たときに、厚生省に關係をされます日本医師会の生命倫理懇談会がこの尊厳死についてはどういふふうな現時点においての見解を持っていられるのか、伺っておきたいと思

います。
○説明員(小沢壯六君) 日本医師会の生命倫理懇談会におきまして、本年の春に「説明と同意」についての報告」という報告書を提出されておられます。その前提の中で、説明と同意に関するアンケートというところで約二千名の医学関係者の方々を対象にしてアンケート調査をされたというのがあるわけですが、これの中で、末期医療におけるリビングウィル、生前効効宣言に

ついてどうお考えですかと、そういう問いがあるわけですが、これに対するアンケート調査の結果をいたしましては、一番多いのが「医師は尊重すべきであると思う」というのが約七〇%、それから、リビングウィルの有効性については「今後立法化するべきである」というのが一六・三%、それから、患者のリビングウィルにかかわらず、「医師は延命処置を実施すべきである」、これが七・三%、それから、その他「あまり関心がない」というのが五・七%というふうな結果になっておるわけでございます。

この「説明と同意」という医師会が出しになりましたのは、尊厳死というよりも説明と同意というところで、いわゆるインフォームド・コンセントという言葉で言われたりするわけでございますが、もとより医療というものは患者と医師の信頼関係の上に立つて行われなければならない。その信頼関係を保つてゆえには、やはり十分な医師と患者との対話がなければならない。そういうような立場から、説明と同意といましまし、よく患者さんに病状を説明し、それから、その病状によりまして幾つか治療方法があるとするならば、どの治療方法を患者さんが希望されるか、そういうものをやはりその対話を通してやっていくことがその本当の治療の効果が上がるのではないかと。そういう立場からこの説明と同意ということについての報告書が出たというふうな理解しておるわけでございます。いわゆる尊厳死協会が言っておられます尊厳死そのものについて正面から取り上げたものではないんではないだろうか、そのように考えております。

○矢原秀男君 尊厳死宣言の条文には、ただし麻薬などの苦痛を和らげる処置は希望すると。しかし、御病気の方とか、非常にやっぱり私たちも病痛に対してはもう言葉もないわけでございますけれども、こういう中で尊厳死協会への登録者が八千人を超えているということでございますが、日本の国で実際にこの尊厳死というふうな形の数字ということになりますと、厚生省ではどういふ

うな分析と把握の数字というものを持っていられるのか伺います。

○説明員(小沢壯六君) 役所といたしましても、その尊厳死という言葉を直接使ったこともございませんで、尊厳死という定義をどういふことととらえるかという問題はあらうかと思ひます。

任意団体でございます尊厳死協会の方々の言っておられますのは二つあるかと思いますが、先生から御紹介ございましたけれども、一つは、非常にかん等の末期的な状況の末期医療の場におきまして、極めて近い時期に死期が迫っている。その場合に、単なる、極めて短い期間の延命治療を行うよりも、苦痛を和らげるようなそういった治療方法を選択する、それが一つのカテゴリーだと思ひます。

それからもう一つ、尊厳死協会の言っておられるのは、これはまたちょっと質が違ふかと思ひますが、いわゆる植物状態に陥ったまま回復の見込みがない場合には一切の生命維持装置を取りやめてほしいというふうなことが、その尊厳死協会の言っておられるリビングウィルの内容というふう

に承知しておるわけでございます。それで、前段のいわゆる末期医療の場におけるどういふ治療方法を選択するかという、つまり苦痛を和らげるための医療を中心に行うか、そうでなくて、いわゆる病気のケアそのものを徹底的に行うかという、その選択の問題というものは、今日の医療現場で非常に議論のされておるところでございます。御案内のとおり、末期医療の場合、例えばがんを告知するかし

ないかという問題も、どうした方がいいかというふうな結論が出ている状況ではないわけでございますが、いづれにしても、現実の医療の場におきまして、その医師が患者との関係におきましてどのような医療をすればいいかということを対話して行う場合もあるし、それから告知をしないで医療をするという場合もあるわけでございます。そういう末期の医療、いわゆるがんの末期の患者さんといひましようか、年間約二十万人の方がが

んでお亡くなりになるわけでございますので、そういう方々につきまして最終的にどういった格好の医療が行われているか、これは医療の現場で医師と患者で最善の方法を選択しながらやっているということでございます。

長々申し上げましたけれども、結論といたしましては、どのような数が尊厳死として行われているかというふうな数字は行政としては把握しておりません。

○矢原秀男君 私も末期医療の段階での医学者のいろんな御意見、そして医学的な立場いろいろも伺っているわけですが、こゝでちょっと法務省にお尋ねをしたいと思います。

新聞紙上にも、今厚生省からもお話をいただいたわけですが、非常にお体の悪い方々の医療上の末期、そしてまた生命を本当に大切にしていかなければならない立場、そういうふうないろんな形の中で法務省という法を表に出された立場から見まして、こういうふうなことに對する御見解というものがございまして一言伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(井嶋一友君) 委員先ほどから御指摘のように、大変難しい問題を提起されたわけでございます。私どもも見解を述べるといふのが非常に困難を感じるわけでございますが、法務当局にお聞きでございますので、その意味合いは法的な側面からのこの問題に対する見解、もつと突き詰めていけば刑法上の観点からの見解、こういうものを求められておるのだらう、このように思ひます。

そこで、先ほどちょっと議論がございましたけれども、尊厳死協会が言っておられる尊厳死という概念、この定義というのはいろいろ言ひようがあるかと思ひます。ございまして、先ほど委員が冒頭に申されましたように、尊厳死と申しますのは、まずやはり本人の生前の意思に基づきまして、生命維持装置に頼るばかりには延命の方法がない、こういう場合においてそういう装置を、

つまりそういう医療行為を拒否するのか、あるいは既にそういう医療行為を受けておるが、それをやめて尊厳のある自然な死につかせることを言う、これが私たちは尊厳死というものの定義だと考えておるわけです。

御案内のように、安樂死という言い方がもう一つあるわけでございますけれども、これはもう少し広い概念であると考えておりまして、尊厳死も安樂死の中の一つであろうと思いますが、安樂死と申しますのは、むしろ死に直面して非常に著しい甚だしい耐えがたい肉体的苦痛がある場合、そういう人に対して、その人の囑託あるいは承諾といったような条件のもとにそういう苦痛を和らげ安楽な死に方をさせるというような意味で、若干意図的あるいは積極的な措置を伴って行う行為、これを安樂死と考えるわけでございまして、若干ニュアンスに違いがあるわけでございます。また、確かに法的な面を見る場合におきまして、も、そういった意味での尊厳死と安樂死との間には若干法的な検討の過程でも違ったニュアンスが出てくるかと思うわけでございます。

お尋ねは尊厳死でございますから、尊厳死について申し上げるわけでございますけれども、ところでこの尊厳死は、先ほど委員のおっしゃったとおり、やはり法律のみならず——もちろん基本的には医療行為でございますから医療の範囲に属することだということになるわけでございますけれども、その反面法律的に、あるいは道徳的に、あるいは宗教的に、あるいは場合によつたら哲学的な問題も含めた非常に大きく深刻な問題の一つでございますして、やはりそういう意味で私どももといましては、法的側面だけ、ましてや刑法的側面だけでこの問題を論じるのはいかかといふ感じが持っておるわけでございます。そういう意味で、冒頭申しましたように、非常に困難を感じておるわけでございますし、またここで明快に法的な側面についての見解を申し述べるといふことが難しいんだということを申し上げて御理解をいただきたい、こう思うわけでございます。

○矢原秀男君 確かに非常に深刻な問題でござい
ますけれども、生命というものを蔽爾に受けとめ
て本当に生き長らえていただきたいというのが私
たちの願ひであります。

最後に法務大臣、今局長のお話もございましたが、いろんな面から非常に難しい側面、そして一面では本当に悲しい思いもするわけですが、これらは問題は今後二十一年紀の高齢化社会に向かつて避けられない大きな一面であらうかと思ひます。私は、生命はとういものでございまして、すべての関係分野が本当に協力し合つて何とか一日でも生き長らえていただきたい、こういう願ひの中で質問いたしているわけでございませうけれども、最後に法務大臣のこれらに対する御見解を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川信君) 今先生の御意見を拝聴しながら、もし私が今ここでそういう立場になったら尊厳死の申請をするか、あるいは一秒でも二秒でも長くもたしたくれと言うか考えておつたんです。どうもまだはつきり結論が出ておりません、私自身体の中で。非常に難しい問題ではあるが、これはやっぱりいずれ解決しなければならぬという問題だと思いますので、関係方面、専門家の意見をこれから聴取しまして、法務省としても統一見解がもしできるものなら出したいということで検討させていただきます。

○山田耕三郎君 一昨日、すなわち六月十九日の労働債権確保に関する質問の第三項におきまして次のとおり質問をいたしております。

すなわち、財務書類の公開は取引の安全と債権者保護のためにはもちろんのこと、中小企業従業員の生活の安定を確保する上からもぜひ必要であり、法制審の答申どおり改正することが肝要と考えます。それが直ちには不可能な場合にありましても一定数、例えば従業員三十人以上の企業にあつては労働組合等に公開を義務づけられませんかとお尋ねをいたしました。以上に対する答弁が欠落しておりましたように思いますので、改めて御答弁をお願いします。

○政府委員（清水瀧君） 冒頭に、まことに申しわけないというところで陳謝をさせていただきます。たしか三点の御質問があったわけでございますが、私、二点については答えたわけでございますが、一点については失念いたしましたので大変御迷惑をおかけいたしましたして申しわけないと思っております。

そこで、その三点目でございますけれども、確かに登記所における計算書類の公開という制度、これはなかなか法制審議会答申どおりにこの法案に盛り込むことができなかったわけでございますから、じゃせてこの分野だけでもとか、あるいはこの金額以上の資本金の会社についてはどうかとか、そういうことが次善あるいは三善の策として当然考えられるところでございます。御指摘のような形で例えば一部でもいいから公開せよ、あるいは議論の過程では中小企業団体の方々からは資本金一億円以上の会社についてやるなら自分たちは反対しない、こういうような御意見も実はあったわけでございまして、それ自体一つの検討課題ではあるわけでございますけれども、私どももいたしましたは、法制審議会でああいう答申が長い審議の過程の中でされたわけでございますので、ぜひとも答申された計算・公開の制度がそのまま実現できるように、できるだけ早い機会にそういうことができるように努力をいたしたいというふうに考えている次第でございます。したがって、先生御指摘のような形で、の解決策というのは現段階では考えていないわけでございます。

なお、御参考のために申し上げますと、従業員は会社に対する雇用関係上の債権を有するものでございますので、例えば会社に備へ置かれた貸借対照表、損益計算書等については閲覧、謄写を求めることは一応できる、現在の商法の二百八十二条の規定でできる場合があるということをちよつと御参考のために申し上げておきたいと思ひます。

○山田耕三郎君 今日、地方自治体におきましては住民対応をソフトにという立場からお役所言葉

の追放が真剣に論議をされ、着々と成果を上げておられます。行政を円滑に進めるためにはこのことは何よりも大切なことだと私は考えます。主権在民の時代となり、役所のイメージチェンジに最も必要なのは市民対応の改善とお役所言葉の追放だという発想に基づくものであります。かた苦しいお役所言葉も、例えば次のように変えてみますとなかなかソフトになりますということを指摘をしております。例えば「勘案する」という言葉は「よく考える」、あるいは「図られたい」は「するよう」にしてください、あるいは「鋭意」は「懸命に」とか「さまざまに」とかいいたぐあい、なかなかおもしろいと私は思っております。法律は国民のためにあるものです。したがって国民にわかるものでなければなりませんし、できれば親しめるものであればもっとよろしいと存じます。

さきにも私は要望いたしましたのでございますけれども、我が国の法律は本当に難解で浮世離れがしておるように思っています。現行商法はもちろん片仮名書きで古い様式のものです。しかし、関連法律の中には片仮名書きもあれば平仮名書きもあります。商法改正についてはなお引き続き検討されることですから、確かに立法技術の問題もありませんとは存じますが、集大成を得られるまでに近代化されたものとわかりやすいものにする書き改められるか、不可能な場合にはせめて平仮名書きに統一されることはできないものか。法律を読むたびに痛感をいたしますので、素人の立場から要望を申し上げて、所見をお願いいたします。

○政府委員（清水滋君） 法文の平仮名口語化をせよという御指摘でございますが、私も全くおっしゃるとおりだというふうに実は考えているわけでございます。そうは言ってもなかなかできないのはなぜかというのが御質問の御趣旨だろうと思えます。

実は最近の法律は平仮名、口語文ですべて書かれておるといふことになっているわけでございます。

すが、法務省所管の法律というのは、これはほとんどもう明治の初期に国家の基本法としてつくられた法律でございまして、漢字片仮名まじりの大變難しい法律になっております。そういうものを口語化せよということが従来から国会でも指摘され、国会外でも指摘されているところでございす。私も、例えば先般この当国会で審議して成立させていただきまして民事保全法とか、あるいはその前の民事執行法、これは民事訴訟法という一つの大きな法律の中で漢字片仮名まじりの法律でございまして、必要な部分を抜き出しまして口語平仮名化した形で法律をまとめたわけでございす。

そういう意味で少しづつは口語平仮名化を進めているわけでございす。また基本である民法あるいはこの御指摘の会社法についてはそういうことがされていなくてございす。できるだけ早い機会にどうか、これはもう至急に私もすべきだというふうに考えているわけでございす。一つ問題として残りますのは、口語平仮名化にするという場合に、いわば直訳をしていけばすぐ口語平仮名化できるじゃないかということも考えられるわけでございすけれども、直訳的な口語化というのはそれは簡単にできるわけでございすけれども、なかなかそういうふうにはいかないという面があるわけでございす。

法律を口語化すると申しまして全面改正をするという形になりますので、全面改正ということになりますとその改正時点における社会経済情勢にやはり適合した形で口語化の法律でなければならぬということになるわけでございまして、先ほど委員御指摘のように、例えば一つの言葉につきましてもこれを現代流に言いかえらるという技術が必要でございまして、この言いかえの今度は表現をどうするかということでは非常に議論が出てくるということ、もう一つは、中身自体についても現代に適合するような形でやはり書きかえなきゃならないんじゃないかという議論が出てくるわけでございす。

そうなりますと、それぞれの条文について実はいろんな意見があるわけでございまして、結局一条ごとに逐条的に審議してその中身を新しいものとして確定していかなければならないということになってくるおそれがある。そうしますと、これは大変な時間がかかる、こういうことが従来から指摘されておるわけでございまして、民法の口語化なんというのを簡単に言いつても、学者の間でもそう簡単な話ではないということにされておるの、いわばそういうような考え方が背景にあるからでございす。

これに對しまして、今使われていない言葉は現代流の言葉に替える必要があるけれども、そうでない言葉についてはとりあえずそのまま使つて、いわば直訳的な口語化をしたらどうか、こういうようなことをおっしゃる方もおるわけでございまして、そういう立場に立ちますと、口語化された条文の中身が現在の社会経済情勢に適合しているかどうかというのはまた別の機会に御議論いただくこととして、とりあえず口語化された法文とだけ焦点を当てて全面改正をするという形にしたらどうか、こういうような意見もあるわけでございす。そういうような形ですと比較的早く口語化ができるのではないかと、こういうことも言われているわけでございす。

私もどういふ方針で口語化をするかということとをこれから真剣に考えなければならぬわけでございす。商法につきましても実は当初商法・有限会社法改正法案を發表いたしました、大幅改正を考へるというふうな時点ではこの際一挙に口語化ということも考へたわけでございすけれども、今回の改正は先般衆議院に上っておりますように大きく広げましたけれども、いわばその一部だけを取り上げて改正するような形になってしまいましたために、とりあえず難しい昔の表現にならうてその一部を改正するという形で決着をつけざるを得なかったということになったわけでございす。いつまでもこのようなら

私もにも読めないような難しい字が使われている部分もございまして、いつまでもこのような難しい形での法文のまま放置していくということ、これはもう大変問題があると思ひますので、今後の会社法の全面見直しの際には何とか口語化、現代用語化をいたしたいというふうに考へておる次第でございす。

○山田耕三郎君 最後に、本改正法案審議のまとめとして長谷川法務大臣に、商法を守る会社らしい会社をより多くなることを願う立場から質問をいたします。

我が国では個人企業より会社の方が社会的な信用もあり、税制の面でも有利になっております。こういった会社制度の恩恵を利用する目的から、我が国では株式会社や有限会社が極めて多く、他の先進国と比較してもその数は突出してあります。しかし、これらの大多数は小規模でありまして、商法などで定められた規則を守っている会社は極めて少ないとも言われております。例えば、株式会社の三分の二は資本金が一千万円未満の小きな会社であり、会計内容を貸借対照表で公開しております。株式会社は全体のわずかに一割とも言われております。しかも、株主総会も開いたこともなければ株券の発行もなく、会社の財産と個人の財産を混同しているといった会社が多いようでもあります。会社をつくることは法律で定められた制度なんですから、その目的が何でありましても、それを利用すること自体には何ら問題はないと思ひます。しかし、どのような制度も目的どおり運用されるためには義務や規制がつきまといております。またそれは当然なことでもございす。それが守られなければ、制度自体が形骸化して、行き着くところは制度の崩壊につながりかねません。

特に株式会社、有限会社の最大の特徴は有限責任制度であります。会社の資産についてのみ責任を負ふはよろしいということであります。すなわち、倒産をしたら債権者の頼りになるのは会社の財産だけあります。だからこそ商法では会社の財産がどのような状態にあるのか、債権者にもわかるように貸借対照表等の公開を義務づけておるのですが、それが実行されないとなつては、俗に言うキツネとタヌキの化かし合いになりかねません。そのことは当局におかれましても十分承知をしておられるならばこそ、むしろ形骸化した規則や形式的な規定を改めて、だれでもが守れるように改めようというところで今回本改正案が提出されておるのだと思ひますが、今日までの質問でただしてきまして、しかし改正案は余りにも現実には妥協を過ぎておいでになるのではないかと、困難さもありまして、重要な問題が先送りされている。この妥協と先送りの二点については、私は不安を感じます。

今日我が国においては、政治とお金とのかかわりが象徴されていますように、お金にかかわります病根が広く蔓延しております。この社会的風潮を直すことが肝心だと思ひますが、せめて制度から利益を得る立場の人たちは、制度を形骸化させないために、義務や規則を守るといふ社会的な環境づくりに貢献をしていただきたいものだと思います。

幸い長谷川法務大臣は、今回の法改正で欠落した部分については引き続き検討を進め、なるべく早い機会に成果を得たい旨の御答弁もありましたこととございすので、私は本法案は良いたしたますが、経済大国の日本の経済法として国際的にも立派に通用する商法の集大成を実現をしていただきたいものと存じます立場から、改めて大臣の所信と決意のほどを承らせていただいて、私の質問を終わります。

○国務大臣(長谷川信君) 今ほど山田先生から御理解あるいろいろお話を承りまして大変感謝をいたしております。

いつも申し上げておりますとおり、今回御提案申し上げたのが私も完璧なものだとは思っておりません。なぜそうかと申しますと、前にも申し上げましたように、何しろ会社と称するものが百六十万件もある。そのほかにも底辺にはもっ

と、またその下の層もたくさんあるわけでございます。それらの最大公約数をどこに求めるかという事になりますと、まさにこれはなかなか簡単ではないことなんだ、やってみて十分わかりました。

○山田耕三郎君 終わります。

○星野朋市君 私は、転換社債の問題一点に絞って質問をしたいと思っております。

ここに三百四十一条ノ二ノ六「株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株主ハ転換社債ノ引受権ヲ有ス但シ」以下略しますけれども、これを新設された理念についてちょっとお聞かせ願いたいのでござい

○政府委員(清水滋君) 株式の譲渡制限をしている会社においては、株主は市場において自由に株式を取得することができないわけでござい

ございますが、これに準ずる転換社債についてもやはり同じように改める必要があるということではございませんか、ましては改定をすることとしたわけでは

○星野朋市君 これは資本調達が多様化ということに

それで転換社債になりますと、これはもつと難しいんですね、実際は。私、民間におきまして転換社債の実務をやらせて経験がござい

○政府委員(清水滋君) 転換社債の発行を

上げますと、実は日程の概略であるとか、発行を

内定して起債の持ち寄りというのをやります。要するに、いつごろのくらい発行するかという状態のときに証券市場が非常に固まらないような区分けをされるわけですね。そういうのがありまして、それから有価証券届出書、これは報告書と違

その中には転換社債発行に対する証券会社からの質問書、これに対する回答書まで出さなくちゃいけない。それから税務申告も必要とする。それから更正決定の写しも出さなくちゃならない。それから監査報告書、関係会議のいわゆる報告書。

それから問題は信託契約書というのがございまして、これは受託銀行をどこにしようかを決めるわけですね。受託銀行は、実はこの転換社債発行のルールづくりをしたのは日本興業銀行でござい

わけですね。こういうことを実際にできるのはほとんど上場会社に限られると思うんですね。

○政府委員(清水滋君) 転換社債の発行を

そうしますと、実際にこれは普通の会社でできるんだらうかというのがあります。もちろん発行の

○政府委員(清水滋君) 転換社債の発行を

全くおっしゃるとおりでございまして、社債の発行については受託銀行と引受証券会社による主

聞いております。これが大変厳しいルールだということは何っているわけですが、先ほど先生のお話によりまして、とにかくいろんな段階に於いて、最終的には有価証券届出書等で五十数種類の文書が用意されなければならない、一々厳しい大蔵省のチェックがある、こういうようなルールのもとで転換社債が発行されるということでございます。こういう自主ルールによる要件を満たしませんと受託銀行あるいは引受証券会社に依頼して社債を発行することができないという扱いをされているわけでございます。現在の自主ルールによりまして、転換社債を発行するためには上場会社であることがまず第一の条件であるということでございます。

したがって、株式の譲渡について制限をしている会社におきましてはこの条件を満たしていないわけでございます。受託銀行、引受証券会社に依頼しても発行することができない。だから、そういうものに頼まないで発行するということは理論的な可能性としてはあるわけでございますが、現実にはそういう可能性はない。こういうふうに私も認識しているわけでございます。しかし、新株引受権について同趣旨の改正をいたしておりますために、将来株式に転換する可能性のある転換社債についても同様のやり手当てをしておきまして、これがまたどういう形であり抜けるために使われるかというような心配もありませんので、一応の手当てをさせていただいた、こういうことでございます。

○星野朋市君 もう一つ難しい問題があるんですね。というのは、転換価格をどう決めるかという問題があるわけですね。転換価格が決まらないと株式に転換しないわけですよ。二年はわかるんですけれども、非上場の会社がある場合の転換価格とどう決めるのかという問題ですね。これは実務の面から言ったら非常に難しい。要するに、その会社の株式の価格というのは相対法、相対法によるのか何によるのか、そこがはっきりしない法律つくっても実際にはきかぬ。今

おっしゃる理由は私もよくわかるんですけれども、実際に運用されないんじゃないか、こういうふうな懸念がございます。

○政府委員(清水滋君) 普通の上場会社については、最近のやり方としていたしましては時価転換方式で、要するに発行日を基準といたしまして何取引以内の株価の平均とかそういうものに一〇％をオノした価格を転換価格とするというふうな時価転換方式が主流であるというふうに聞いています。株式が上場されて市場価格が形成されるというわけでございます。そういう一つの基準が出るわけでございますが、非上場の会社ですとそういうマーケットプライスというのがないわけでございます。その場合に転換価格をどういうふうに決めるかというのには、これはもう大変難しい問題で、例えば株式の買い取り請求なんかの規定では、会社の純資産あるいは最終の決算期における貸借対照表による会社の純資産額を発行済株式総数で割りますと、いわば一株当たりの純資産額というのが出てくるわけでございます。それが価格とするといいわけでございます。しかし、それが一応考えられるわけでございますが、これは含み益が入っておりますので、現実の価格というのとはまた問題になるかと思うわけでございます。

したがって、おっしゃる通りに一般大衆を相手にして転換社債を発行するということになりまして、非上場の会社というのは一体これはどうやって転換価格を決めるんだらうな。あるいは時価転換方式ではなくて、昔言われたような転換比率によって決めるのか、あるいは転換価格をフィックスして、そして株主に与えるということであればこれは余り問題はないと思うのでありますけれども、そういうような形でもやるのかと今ふつと思つたわけでございます。とても私、具体的な価格の決定方式になりますと、ちょっと果たしてどうするんだらうと自分自身でもわからな

いようなところが実はあるわけでございます。

○星野朋市君 法律改正の上で、これは資本調達の手を上げたということで評価すべきことですが、これも、実際の運用に当たっての問題いろいろございまして、これからは十分法整備していただきたいと要望して、私の質問を終わります。

○紀平修子君 去る六月の十四日からきょうで四回目の本案の審議でございます。大変勉強不足で御迷惑をおかけしておると思います。その私にもよくよく何か論点がつかみかけたところ、きょう審査が終了をいたすようでございます。もう一日、二日、せめて時間が欲しいなという思いの中で再度、重なる部分もございすけれども、質問をさせていただきたいと思つております。

合には社員全員でございますけれども、社員個人が無責任を負うという特色がございます。つまり、会社と取引をした債権者が会社に対して債権を取得する。その場合に、会社に対して債務の弁済を求めて、会社の財産に対して強制執行するということももちろんできるわけでございますが、会社が支払わない場合には社員一人一人に対して社員の個人財産に対して責任を追及することができるといのが合名会社でございます。そういうような実質的には人的会社の典型でございますけれども、そういう個人責任が完全な形で併存している会社が合名会社と云うことができません。したがって、そういうふうに個人責任を負わされておりますので、社員の間にはばつなかりと申しますか、そういうものが非常に大事でございます。例えば社員が自分の地位を勝手に譲渡するといふようなことはできない。こういうようないわば典型的な閉鎖的な会社であるといふことにあるわけでございます。

非常に基本的なことでも恐縮でございますが、現在、制度上会社という名を冠されたものに、株式会社のほかに有限、合名、合資といふような会社組織があるといふふうに伺います。最低資本金制度の導入によつて五年ないし八年後にはそれらの形態への組織がえをしなければならぬ例も出てくると思つております。

その次に、合資会社といふのは、そういうふうな個人に責任を負う人、責任は自分が出資した限度であるといふ形では責任を負わない、この二種類の社員によつて構成されるというのが合資会社でございます。つまり、全部責任を負いますというものが無限責任社員、それから出資の限度でしか責任を負わないというのが有限責任社員でございます。普通、こういう合資会社といふのは、経営能力はない、経営能力はないけれども自分分は財産は出す。出したけれども、会社がまずくならぬ場合には出したものではなくてもしよるがないけれども、それ以上のものはもう責任を負いませんよ。こういう人も仲間に入れて会社を経営するといふ場合に、この合資会社といふのが非常に適している、こういうふうな言われているわけでございます。したがって、例えば合資会社では、無限責任社員は会社を代表する権限がありますけれども、有限責任社員には会社を代表する権限はない、こういうような形になっており

これが一つの大きな基本的な特徴でございます。が、なぜ人的会社と呼ばれるかと申しますと、合名会社も合資会社もその社員、特に合名会社の場

これに對しまして、物的会社である株式会社というものは、これは社員の地位というものは一定の単位である株式というものに細分化されて、株式を持つという形によってその社員の資格を得る。その社員は自分が出資した株式、これは株式を取得するためには会社に払い込みをするわけであり、その限度においてしか責任を負わなければならない。すべて株主は自分が出資した限度においてしか責任を負わない。個人的に株主がその責任を追及されることはない。こういうことになるわけでございます。実は、これは有限会社についても全く同じでございます。

ところが、じゃ有限会社と株式会社はどこがどう違うのかと申しますと、非常に大ざっぱな言い方をいたしますと、株式会社というのは大規模な企業形態、つまり一般の大家を相手として資本を調達して多数の株主を集めて、そこで大規模な資金を調達して企業経営をするというふうなことに向いているのが株式会社の組織である。有限責任であることにおいては変わりがございます。ところが、有限会社の方は、それもそういう株式会社が言うところの株主、社員と呼びます。社員の数自体が五十人を超えてはならない。五十人以内の仲間である有限会社というものは、つまりなさいというふうなことになるわけでございます。いわば仲間同士の人的な結合というものが非常に重視されている会社である。しかし、責任は出資した限度においてしか責任を負いません、こういうことになるわけでございます。

また、普通の場合、株式会社ですと本来株式の譲渡は自由。譲渡制限をすることはできませんけれども、原則、譲渡は自由でございます。ところが、有限会社の場合には、五十人の仲間が集まって会社をつくったんですけれども、そのうちの一人が単に自分の持ち分なり、つまり社員の地位を譲渡したいという場合には社員総会を開きましてそういう譲渡ができるかどうかということを決議をする必要がある、社員総会で認めてもらう必要がある。こういうふうに物的責任、これは有限責任

任ではあるけれども社員相互の人的結合が非常に強い。つまり、そういう意味では小規模の人数の人たちが集まって会社をつくるという場合に非常に向いておる、こういうことになるわけでございます。

そういうことで、それぞれの会社に特色があるわけでございますが、当委員会でも前から議論されておりますように、小規模の株式会社については株主も有限会社と同じように、いわば非常に人的なつながりの濃い人々たちによって構成されているという意味において、有限会社と実質的には同じようなことになっておるといふようなことになるわけでございます。例えばまた、有限会社においては取締役会という制度はございません。株式会社については取締役会という制度が法律上の制度としてございます。有限会社においては、それぞれの取締役が代表権を持つ。これは小さな会社ですから取締役は全員代表権を持つことになると思います。ところが、株式会社については取締役はたくさんいまして、その中の一部の人が代表取締役という形になる。こういうような違いもあるということが言えようかと思ひます。

○紀平佛子君 ありがとうございます。

同じく法務省にお伺いいたしますが、日米構造協議に至る日本の企業における非関税障壁としての系列会社、このシステムの解消、それから取引の自由化などの問題、今回の商法改正では積み残しになっておりますわけですが、一部の評論では日本の会社法改正作業がこれで十年や二十年はおくれてしまったという観点もあるというお話でございます。

昭和四十九年改正から五十六年改正まで七年、昭和五十六年から平成二年、つまり現在の法改正審議中のものまで九年、やはり商法は非常に国民経済に深い関係のあるものでもございます基本法でございますので、かなり期間がかかるということとがもう既に実証されております。そういうことにつきまして、この商法改正で系列会社の問題を今後取り入れて御研究になっていくにしても非常

に時間のかかる問題だと思ひますけれども、その辺法務省としてはどんなふうにお考えでございますようか。

○政府委員(清水滋君) 日米構造協議で系列関係ということが大きな問題として取り上げられておるというところは私も承知いたしておるわけでございますが、主として証券取引法関係の開示制度の問題、あるいは独占禁止法関係の問題というふうな面での問題が大きく言われているような感じがいたしておるわけでございます。

会社法の関係につきまして取り上げられている問題は、「商法によるディスクロージャーの制度の拡充及び合併の弾力化等について、今後の法制審議会において検討する」といふふうに指摘されているわけでございます。系列関係というふうな事実上の企業行動の問題ということになりますと、商法でどの程度対応できるのかという問題もあるわけでございます。商法の問題という法的な面であらうとしますと、例えば相互保有の制限の問題とか、企業の連結決算制度というふうなものを商法に導入するかどうか、親子会社関係についての現在の商法規制をさらに強化する必要があるかどうかというふうな問題があるわけでございますが、アメリカ側で指摘されている問題というものを見ますと、単純に商法の改正だけで解決ができるといふような問題でも必ずしもないような気がする面もございします。しかし、商法によるディスクロージャーの制度の拡充等について指摘されておりますので、そういう問題も含めながら、今後商法については検討していくことになっているわけでございます。

ただ、何分にも大臣が前から申しておりますように、我が国の企業というのは大変数が多く、しかも巨大会社から、今回最低資本金一千万というふうなところになりましたけれども、一千万円の株式会社に至るまで規模が非常に大規模から小規模の、しかもさまざまな形態の企業があるわけでございます。そういうものに適合し得る会社法ということになりますと、なかなか現実との調整という意

味において難しい問題がある。立場、立場によっていろいろな意見が出てくるという面もあるわけでございます。なかなか簡単に結論が出にくいという要素もあることは御理解いただきたいと思うわけでございます。

○紀平佛子君 昨日、参考人の御意見の中にも、中小企業もまた国際化の波の中で公的な信頼性を保つていかなければならない、企業規模、機構、制度の一致などの基本的な認識、これが必要だといふことが示されておりました。

そうした流れを踏まえて、今回の法改正案では不十分であったり、積み残しになった点、大きなものを挙げれば、第一に、法制審議の方針の五分の一ないし二分の一になってしまった最低資本金制度についての最低資本金額のこれからの再検討、またはディスクロージャー制度、貸借対照表の登記所における公表などでございますけれども、それぞれ次の第二ステップの商法の改正では非常に困難があるというお話ではございますけれども、速やかに必ず図っていかれるというおつもりかどうか再度伺ひたいと思ひます。

○政府委員(清水滋君) 御指摘のように、計算書類の登記所における公開につきましては、答申があつたにもかかわらず、この改正法案におきましては全部スリップダウンしておる、こういう結果になっております。このことにつきましては、できるだけ早い時期に関係方面の理解を得て実現してまいりたいというふうに考えております。

それから、最低資本金額については、これは現実の企業に大きな影響を与える問題でございます。答申では新設会社には二千万円ということになっておりますが、少なくとも一千万円というところで金額を具体的に決めましたものでございしますから、これをまた再検討してすぐ上げますよというふうなことはなかなかまいらないのではないかとはいふふうに思っております。

このことにつきましては、少なくとも、例えば施行後五年内に一千万円にしない、この法律施行後五年以内に一千万まで増資をするということ

になっており、さらに三年の猶予を事実上与えておるという八年間の猶予期間があるわけですが、その期間は特段の事情がない限り一千万円をさらにかさ上げするということはちよつと考へにくくというふうなことは今のところ考へておられます。

○紀平悌子君 必ずしも最低資本金をせひ上げるべきだという意見で申し上げたわけではなく、どういう御意見か伺ったということでございますので、念のために。

アメリカは企業の非常な先進国でございますけれども、アメリカではデイスクロージャーなどの仕組みはどうなっておりますでしょうか。企業債権者の保護はどんなふうに行われているか、御審議の途中にもそんな御質問は出たと思ひますけれども、簡単に結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

○説明員(大谷博男君) アメリカの法制と我が国の法制との間には相当の違いがあるわけでございます。

アメリカの会社法、これは基本的には各州で規定をしていただいております。州ごとに違ふということがあるのでございますけれども、一般的傾向として申し上げますと、会社法自体におきましては計算書類の公開とか、あるいは債権者の保護という点についてはほとんど規定を置いていないというのが一般的な傾向であらうかと思ひます。むしろそういう一般的な保護という観点では、もう一方の証券規制法、こちらにおいて相当厳格な規制が行われております。我が国の証券取引法のモデルとなったものでございます。

御指摘の計算書類の開示におきましても、資本市場で資金調達をするというふうな会社につきましましては、証券規制法が厳格な年次報告書の提出等の義務づけというふうなことを初めとする規制をしていただいております。

それから、アメリカの一般的な法的な習慣といひまして、委員も御案内のことかと思ひますけれども、訴訟社会というふうにも言われていると

ところでございますが、利害関係者による責任追及という素地が非常に発達しているということが指摘されようかと思ひます。

会社の取締役につきましても、アメリカの会社法はそれほど細かな規定を置いておりませんで、比較的自由な行動を許すという側面がございますが、そのかわり、一たん不適切な運用をいたしました損害を第三者にこうむらせたということになりますと徹底した責任追及が行われるという厳しい社会であるということでございます。したがって、例えば取締役が第三者に対して損害賠償責任を負う場合に備えてそれについての保険制度というふうなものさもあるわけでございますが、取締役が余りにも責任追及をされ、かつ裁判所によってその責任が認められているケースが多いために、その保険料が莫大なものになる。むしろ、保険会社としてはそのような保険制度では会社が成り立っていかなくなってしまうという非常に非常に極端なケースまで出てきているというふうなことでございまして、そのようなことを考えますと、我が国とアメリカとは企業社会一つをとりましても相当に法的な実情が違うのかなということを感じていただいております。

○紀平悌子君 再び、法務省と中小企業庁に続けてお伺ひしたいと思います。

中小零細の株式会社のうちサラリーマンなどとそれから御商店経営というか、それを兼ねているいわゆる兼業商家、こういう言葉はないと思ひますが、そういう概念が考えられるのですけれども、その実態にかなりみて、いわゆる農家における兼業農家と同じく、小規模であるということ、それから非専業性、こうした点に着目した会社法制度の中での適切な政策的な対応が必要ではないかというふうな思ひでございます。

これは、小規模株式会社をいかに扱っていくかという問題とおおむね一致する問題かと思ひますけれども、法務省としてはこの点どんなふうにお考えになっていらっしゃいますか。また、中小企業庁としてはその問題をどんなふうにお考えにな

つていらっしゃるか。また現在、これは造語かも知れませんが、いわゆる兼業商家に対してどのような御対応がございましてでしょうか。

○政府委員(清水湛君) 兼業商家という言葉は私初めて聞きましたけれども、確かに兼業農家と同じように家族が商店、例えば雑貨屋を営むとか、あるいはいろいろな化粧品の小売をするとか、そういうような形で奥さんがうちで小さな小売商をする、御主人がどこかに勤めておられる、こういうような形というものはあり得ることだろうと思ひます。

ただ、そういう場合に、例えば奥さんが経営されている化粧品店なら化粧品店というものを法人組織という形にする必要があるのかないのかというふうなこと、これは税金対策その他の面で必要になるというふうな場合もあるのかもしれないと思ひます。

が、そのために株式会社という法制が必要であるのか、あるいはまさにそのために設けられたというふうに考えられる有限会社という会社組織を選択していただくのが適當なのかというふうな問題はあろうかと思ひます。そういうことで、それだけにふさわしい会社組織にしたいだくということとは、これは差し支えないことだと思ひますが、積極的にそういうものを認めて法務省としてこれを助成するとか助成しないとかという問題ではないように考えられます。あるいは中小企業庁等で何か特別のお考えがあるのかどうかわかりませんが、法務省としては会社法一般の問題として考えるしかない、こういうことにならうかと思ひます。

○説明員(藤原治一郎君) サラリーマン等とあわせて事業を行っている兼業商家という実態については、我々も実態を十分把握してございせん。ただ、当方でやっております商業実態基本調査によりますと、小売業で約二割が兼業である。ただ、この兼業というもののサビズ業とか不動産業等をあわせて行っているというところがございますので、またそのサラリーマンというのどの程度かという把握はできません。したがっていまし

て、中小企業政策におきましては、そのようなサラリーマンとの兼業商家に対して特段の措置を講じているというところはございません。

しかしながら、そのようなケースであっても当該会社自体はその商業なりの特定の事業を遂行する事業者でありますので、その中小企業の定義の範囲に含まれるのであれば中小企業対策の各種支援策を受けられるという形になっておるところでございます。また、特に小規模小売業でいえば、五人以下の従業員に会社に対しては、商工会議所、商工会等を通じて経営改善普及事業等、特段のきめ細かな施策も講じているところでございます。

以上でございます。

○紀平悌子君 本法案では一人会社の設立ということも容易にしております。これは、現在大企業がいわゆる一〇〇%出資の子会社をつくって系列化する仕組み、そういうものがありますけれども、手続的にこれをさらに簡略化することになります。そのことは昨日の参考人のお話しの中でもありましたところですが、このような企業系列化の公認、助長となるような商法改正の方向性は企業の国際化とは逆の方向に向いていると思ひますけれども、法務省のお考えを伺わさせていただきます。

○政府委員(清水湛君) 今回、株式会社を設立する場合に発起人が一人でもよろしいし、有限会社を設立する場合社員が一人でもいいというふうにいたしましたけれども、これは別に企業の系列化の公認とか助長というふうな要素というか、そういうものとの関係があるというふうには私どもは考へていないわけでございます。むしろ、現在のそういう中小会社の設立の実態にかんがみまして、手続を簡素化するとともに会社財産の充実に他の面において図る、こういういわば理念のもとに今回の改正がされているわけでございます。私どもは、系列化の公認とか助長ということとはちよつと関係がないのではないかとこのように思っております。

○紀平悌子君 今回の最低資本金制度の導入でございませうけれども、既存の零細、しかし誠実に商業を営んでいらっしゃるというふうな株式会社、そういう株式会社に与える影響は、大きいのか小さいかわかりませうけれども少なくともあると思ひます。このことは昨日の参考人の御答弁でも、不足分を、これは最低資本金の不足分ですが、自分の借金として借り入れてこなければならぬというふうな御答弁があったことなどからも確かめられたこととございませう。

そこで、極めて基本的な質問でございませうけれども、金の用意の出来ない者は、いかに誠実に商売していても株式会社、有限会社制度から取り除くを得ないというのか、そういうことにもなりかねないわけですからけれども、今回の法改正のあり方の中で、一面では見せ金というように形でも資本金が一時的にそろいさえすれば、いかにペーパーカンパニーであっても株式会社などの形態がとり得るということと対比いたしますと、今回債権者保護という実効性を欠いた最低資本金制度の導入、果たしてこれは意義があるものなのかどうか、法務省の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(清水滋君) 委員御指摘のように、例えば見せ金を用いて増資の登記を済ませて、その金をまたすぐ返してしまえば簡単に登記簿上は一千万円にすることができるといふ御指摘があると思ひます。

この見せ金の問題は、当委員会でも既に御議論になっておりますように、資本充実という面からは大変困った現象でございまして、これを何とか防止したいというふうな考えを込めてこれまでいろいろな議論がされてきたところでございませう。しかしながら、どうもこれを防ぐまい手だてがない、いわば会社法の一つの病理現象みたいなもので、これは別に小規模会社だけではなく中規模会社にも、その他の会社についてもそういう現象は実はあり得るわけでございませう。そういう病理現象が今回の小規模会社の増資の際にもあらわれてくるのではないかと懸念がないわけではございませう。

いませうけれども、しかしそれは一般の株式会社法における病理現象でございまして、だからといってこういうような最低資本金制度の導入は無意味である、こういうことにはつながらないというふうな私どもは考えている次第でございませう。

○紀平悌子君 恐縮ですが、法務大臣、このこと一言お願いいたします。

○国務大臣(長谷川信君) 今民事局長が御説明申し上げたとおりでありまして、十分これから議論していただきます。

○紀平悌子君 前回御質問申し上げた際、中小零細企業の中で法改正によって影響をこうむる方たちというのか、御商店等々の実態について法務省の方で少し資料が不足であったというふうなことは感じておりますが、やはり法律は一つ、商法といえどもというところですが、非常に大事な商法でありますから、国民の福祉というものを最終的な目的として制定をされるものには違いありません。その法による国民への影響について、実態調査のようなのもひとつと精査に行っていたのだという希望がございませう。中小企業等、特に弱い立場の方々の実態把握等について今後の第二ステップの商法改正におかれまして十分な御配慮をいただきますよう、またいただけますかどうか、この点もお伺いしたいと思ひます。

と申しますのは、非常に丁寧にこの商法改正への審議を法制審議部等で行われていらっしゃると思ひます。いろいろ調査は十分になされたというふうにも私も信じておりますけれども、やはりそれぞれの個々の人々に聞くというのは無理なことではございませうが、何か方法がありそうなのではないかと思ひます。大学、大学の教授とかあるいは専門家とかあるいは団体の方々とかいうところも大事なことではございませうが、例えば先ほど申し上げたように、夫がサラリーマンとして一人で商業を営んでいる主婦とか奥さんとかたくさんいるわけで、何かそういったきめ細かい事前調査というものはできないものなんでしょうか。お願いいたします。

○政府委員(清水滋君) 立法に際しましては、関係者の意見を十分に聞きましてそれを反映させるというところが非常に大事だという点については私どもも全く同感でございまして、現に今までもそういうことでやってきたつもりでございませう。ただ、聞き方の問題といたしまして、私どももいたしましては各種の中小企業の団体に何回も何回も問題点を照会し、あるいは試案を示して説明し、あるいは具体的に各地の商工会議所等で関係者にお集まりいただいてお話をし、ヒアリングをするというふうなことを何回も繰り返しているわけでございませう。

片やまた、中小企業庁にもお願いして、中小企業の実態に大変お詳しい中小企業庁の関係者の皆様方から生々しい実態をお知らせいただく、こういうふうなことも繰り返し繰り返し行っているわけでございませう。

そういうようなことの中で、個々のとりまきとそれぞれたまいたろんな問題があるかもしれませんが、前から大臣が申し上げておられますような最大公約的なやはり接点を求めるということにならざるを得ないわけでございまして、そういうような努力を尽くした上で法制審議会の答申もされおる、これは今回の商法改正に限らず、民法その他の改正についても常にそれだけの慎重な手続を経て法制審議会としては調査、審議をやっておられるというふうな私どもは理解いたしておる次第でございませう。

○紀平悌子君 たびたびで恐縮でございませうが、法務大臣にも一言お願いいたします。

○国務大臣(長谷川信君) さっき申し上げましたとおり、中小零細企業が会社だけでも百三十万も四十万もある。それらの中にはいじちゃん、ばあちゃん、母ちゃんが手伝いをしてるのをいれまして、恐らく二千五百万人くらいが中小零細企業で何らかの形で飯を食っているということになるんですよ。だから私は、この法律案の骨子というものは、いろんな見方はございませうが、要するに日本国民の中の三分の一、四分の一を占める今の中小零細企業が前よりも少しくなるというところが前提でなければならぬ、よくするということが前提でなければならぬ。

そういう面ではいろいろ議論あるわけでございませうが、重ね重ね申し上げておきますように、今回御提案申し上げたのは完璧なものではございませう。しかし、次に改正をするときは、やはり今私が申し上げたようなことも踏まえて、中に入れて、腹に据えて、いろいろな改正案をつくらなければならぬ、そういうことを念頭に置いてやりましますので、若干ひとつ時間をいただかなければならぬと思ひます。

○紀平悌子君 これまでの質問と重複するところがございますけれども、私も法として秩序というものがつきまして、これは社会の公正を図るために、また福祉のために絶対に必要なものではないかと私はそれなりにわきまを置いております。

ただ、今回の商法改正で、昨日の参考人への御質問の中でも、こもごもそのお答えの中にもあったのですけれども、債権者保護という非常に重要な視点の実効性というのか、これが欠けているというのか、あるいは欠けないように心がけたいのだとはずなんだが、いろいろな状況でもってそれが変わってきた。それで審議会の答申よりは大部分後退したものになってしまったということ。提案の御趣旨にございませうようなあるべき法の姿から大分現実の問題とのいろいろな御意見あるいは利益と申しますか、そういう立場の対立とかあるいはそのバランスを図ることに非常に心をかけられましたために妥協の産物となったのではないかと、いふふうにとりましても感じられるわけなんです。

私は、法律というものは、先ほど山田委員の御質問にもありましたように、法治国でありまた法治国の中でも法整備が先進諸国の中でもすぐれていると思われるこの日本の中で、国民一般がこの法律と非常に遠いところに置かれていてというのが現実だと思ひます。やはり食っていくのに忙しい、生きていくのに忙しい、仕事に忙しいということ、大学の法科御出身の方でも実際の法律の

運用に当たりましたときにまごつく。まあ交通事
故一つ起こしてもなかなかどうしていいかす
ぐわからない、あるいは自分のいわれる正しさを
表現していくのどういふふうに一体進めていっ
たらいいかわからないというふうなことで、非常
に法律と国民の間が遠いということも事実だと思
います。私もそれを切実に感じます。

例えば婦人問題と申ししても、これはやはり

法のもの平等というふうなことがありまして
実際の乖離がございまして、女子差別撤
廃条約が国連で採択をされ、そして日本の政府も
これを批准していったわけでございますので、ま
あそういうふうな立場のものがたくさんいるとい
うことの中で、やはり非常にこの商法の改正も、い
ざ新聞には、もちろん大きな改正でございするの
で解説も出ますし、あるいはそれに対する社説そ
の他も出てくると思います。よく新聞を読み、そ
してそれを質問すればわかるんですけれども、こ
の商法の改正につきましても、国民のほとんどが
知らないところで、そしてどうなっているのかも
わからない、ただ商法の一部改正があったと、
そして最低資本金の導入があったというふうなこ
とぐらいは頭に入りまされども、その法の真の
目的とするところがどれほど達成されているかと
か、あるいはそれに賛否を一人一人が胸にすんと
と落ちるようになっていないというのが現状で
ございします。私も正直言って、むしろそういう
国民の層を代表しているかと思ひますので、採決
を目前にいたしまして非常に心が迷うというか、
どういふふうに国民にかわって賛否を表明してい
くかということに迷ったもう何日かを過ごしてい
ります。

ただ言えることは、先ほどから申し上げており
ますように、今後、日本の企業は多国籍化、日米
構造協議など、国際化の波というのがございま
す。ほかの法律も同様だと思ひますけれども、こ
ういった激動する国際環境の中に打ちかかっていく
国内法というものを整備していくということが、
やはりこれからの法整備、改廃の基本ではないか

というふうに思ひます。その意味で二十一世紀と
いうと言ひ古された言葉ですけれども、二〇〇〇
年をにらんでどのような商法の体系を築いていく
のがいいのか、これは大臣に御所見を承れば幸い
だと思ひます。

○国務大臣(長谷川信吾) 今先生お話し、いろ
いろ御要望、御注意を兼ねたお話、十分理解をい
たしてまいります。

ただ、重ね重ね申し上げたいのでございま
す、何しろ膨大な対象でございしますので、隅から
隅まで全部よかつた、うまくできた、百点満点じ
やないかというふうな結論は、これはまさになか
なか至難のわざでございまして、そういう面では
最大公約的なものであつたかも知れません。
わかりませんが、しかし中小零細企業の問題等々
含めまして、どちらかというと余り慮まれておら
ない層に日の光を当てるということがまた政治の
基本でなければならぬかも知れません。そうい
う面でも中小零細企業の育成に幾分でもこの問題が
役に立つようになければならぬ。

今やってみたら、さっぱりどこがどうだか
わからぬじゃないかというお話もございしますが、
気持ち、心構えとしてはそういうことを念頭に置
いて、腹におさめてやっておりますことはやってお
るんです。やっておりますが何しろ対象が対象でござ
いしますので、農業問題なんか割合にあれば米は
一種類です、中小零細企業は百六十万件ある
けれども一件ずつ全部違う。酒屋あり呉服屋あり
たばこ屋ありですね。それをみんなまとめようと
いうんだから、これはもうほとんど大変なわざであ
るということも御理解いただかなければならませ
んが、要するにそういう面も含めて、中小零細企
業を育成をするというのが法務省の仕事であるか
ないかわかりませんが、国民全般としてはそうい
う今これだけ日本の経済成長した中で、若干おく
れていような感じもいたしますので、しかもそ
れに従事している人が何千万人もいらつしや
る、それで飯を食っている人が、
そういう面もいろいろ含めて考えますと、その

資本金の問題その他等々いろいろまたこれから
勉強させていただきまして、できるだけ早く、今
先生の御注意のようなことも踏まえて、勉強させ
ていただきたいというふうな考えでおります。何
とぞ御理解を深めていただきますように、重ねて
お願いいたします。

ゆる有限責任制度を活用するというところでありま
すが、中小企業の実態を調べてみますと、会社の
役員、とりわけ社長、そういった皆さんは取引上
あるいは融資を受ける場合も含めてほとんど自分
の財産を担保に提供するなど、個人保証も含めて
事実上有限じゃなくて無限責任を負っているとい
う状態が一般的になっていくわけですが、こういう
実態もこれは実情としてあるわけですが、この点
も御認識いただいておりますか。

○橋本敦君 きょうは、最低資本金制度について
お伺いすることになさせていただきます。
まず、民事局長にお伺いしたいのであります
が、我が国が中小企業がたくさんあり、中でもこ
の会社制度を利用して会社になるという数が大変
多いわけでございます。なぜこの会社を選択する
かという一つの問題が社会的にあるわけですが、
例えば私の手元に日本大学会社法研究会で、先日
参考人でお越しくださいました稲田教授らが検討をな
された「小規模株式会社の実態とその法的分析」
というのがございします。これを見ますと、資本金
一億円以下の会社を二千社余り調査された結果が
出ておりました、株式会社にした理由について調
査をされた結果、一番理由が多かつた回答として
第一位は「税金が安くなる」ということだとい
うのが五百六社ございします。大蔵省から資料をい
たきまして検討をいたしましたも、我が国の個人
営業と比べて会社の場合は諸種の制度がございま
すから、確かに税負担率はかなり違うわけござ
います。こういう社会的な状況が一つは小さな会
社も含めて、会社を多くしている理由にあると
いうことは御認識いただいておりますでしょうか。

○政府委員(清水達彦) いわゆる節税と申しま
すか、そういう目的のために会社組織にするとい
うことがあるということは私も承知いたしております
ます。

○橋本敦君 したがって、そのこと自体決して違
法でもまた不当でもないわけでありまして、
そして、もう一つの点について考えてみます
と、この会社制度を利用するということは、いわ

ゆる有限責任制度を活用するというところであり
ますが、中小企業の実態を調べてみますと、会社の
役員、とりわけ社長、そういった皆さんは取引上
あるいは融資を受ける場合も含めてほとんど自分
の財産を担保に提供するなど、個人保証も含めて
事実上有限じゃなくて無限責任を負っているとい
う状態が一般的になっていくわけですが、こういう
実態もこれは実情としてあるわけですが、この点
も御認識いただいておりますか。

○政府委員(清水達彦) 金融機関等の関係にお
いて、いわゆる代表取締役等が個人保証をする例が
あるということは、これは私も知っております
ところでございします。

○橋本敦君 さらにもう一つ、私が大阪で商工団
体を調べまして話を聞いたんですが、取引を実際
行います場合に、親会社の方が下請を入れる場合
に株式会社でないといふ状況があるとい
うのを聞きました。地方自治体等で入札等をや
っている中小企業を調べてみても、これはも
うほとんど会社組織で、個人で入札ができてい
るところはこれは実際ゼロでございします。だか
ら、そういう意味で今日の日本の社会的な経済関係
における慣行からいって会社組織を選択するとい
うことが小さな事業体にとつても取引上要請される
という問題がある。

もう一つは、求人の場合も個人事業者よりも、
今の若い皆さんを含めて求人をする場合にやはり
会社組織であるといふことの方が求人にとつても
それは有利になるといふことも間違いない、こう
いった事情もこれまたあるといふことも間違いな
いと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(清水達彦) 例えば公共団体等が入札
をするような場合に、法人格があるといふような
ことを要件にしておるといふような話は私もど
も時々耳にするところでございします。その場合、税
金の関係でもそうでございしますが、株式会社でな
ければならないのか、有限会社でもいいのかとい
うことになりまして、有限、株式の区別はないと
いうふうな話もまた聞いているわけございま

て、そういうような金融機関との取引の面あるいはその職員を採用する面、あるいは市町村等の仕事を例えば請け負うというような面においてしっかりした法人格を有する者であるということがある意味においては一つの要件とされているというようにあるにいたしまして、これはそういう節税目的の法人とかそういうものがあつてちうともおかしくはないわけでございますけれども、だからといって、有限会社法なり株式会社法の法規が遵守されなくてもよろしいということにはならない、こういうことであります。

○橋本敦君 実情として御認識を聞いているわけですね。したがって、実情から言いますと、今度の最低資本金導入によりまして一千万増資できればいいですよ。しかし、苦勞しても一千万増資できなきゃ法的に解散を命ずることになるんですから、まあいわず強制処分で小会社の死刑執行をやらうということですよ。しかし、社会的には会社社にしたいし、会社にした方が企業活動が円滑だという事情の中に中小企業は置かれている。ここにこの問題の重大な一つのところがあるというところを私は指摘をするために言っておるわけですよ。

それで、もう一つの問題は、今度の最低資本金導入について債権者保護のためだということが言われました。果たして債権者保護ということになるだろうか、一千万の最低資本金制度の導入が。これについては、昨日お越しいただきました参考人の四人の皆さんはそろって、この最低資本金制度導入ではそれ自体債権者保護に役立つという具体的な効果を期待することはできないということ、を全部おっしゃっている。私はそれは当然だと思ふんですね。例えば資本金を一千万に増資しても、当然のことですけれどもそれが会社基本財産として常にあるわけじゃありませんので、それ自体が常に一千万の担保力があるというわけじゃないわけです。

そういう点について中小企業庁が財団法人産業研究所に委託をいたしまして、この産業研究所が

その委託に応じて会社法改正問題研究委員会をつくりまして、それで実情調査をいたしました結果が報告書として出されております。これはごらんになっていると思いますが、ごらんいただいておりますか。

○政府委員(清水湛君) 拝見いたしております。

○橋本敦君 それによりますと、これは二十二ページですが、最低資本金の導入に反対する理由として、その理由の一番多いのは「現在の資本金でも取引活動に支障はない」というのが六〇・四％。つまり、現状でもやっていきます、やっていきます、頑張っておりますということですよ。その次に多いのが「資本金を引き上げても倒産防止等にはそれ程効果はない」、こういうのが四三・五％というように意見が返ってきておることが記されております。だから中小業者の皆さんそれぞれ自身が、資本金を一千万にしても実際倒産防止にそれほど効果はないということを認識をして、倒産しないように個人保証もしながらあるいは適正な営業活動に努力してやっておられるわけです。

この資本金の問題についても一つ考える観点として、それではこれまでの倒産と資本金との間に因果関係があるのか、つまり資本金が小さいから倒産率が高いのかということも検討してみる必要がありますが、その点についてこの報告書はどのような結論を出しておりますか。お読みいただきたいということですからおっしゃってください。

○政府委員（永井紀昭君） この報告書のアンケ－トの中では、関係ないのではないかというようなたしか報告が出ていると思います。

ただ私も、最近他の民間情報機関及び税務統計等から見た倒産件数とそれから資本金額との關係を少し整理してみました。確かに、例えば百万未満の会社ですと意外に倒産件数の比率は少ないんです。ところが百万から一千万の会社というところでしかちょっと資料はございませんのですが、そこになりますと、例えば六十三年度ですと倒産件数が五千二百二十六件ございます。その母数をそのもとに割りますと〇・四一％という比率になって

おります。それから、じゃあ一千万から五千万はどうかということになりますと、倒産件数が一千五百三十五件、その比率は〇・四四％でございますから、むしろ一千万から五千万の方が多いということになっております。ほんの少しであります。それからさらに五千万から一億円の会社について見ますと、倒産件数数百件でございます。これは〇・三二％でございますから、こちらの方が比率としては少なくなっている。それから一億円以上でございますと三十九件でございます。これは比率として〇・一六％でございます。したがって、少なくとも一千万円以上の会社につきましても、むしろ資本金の多い方が倒産件数は少ないというところに比率としてはなっております。

ところで、じゃ百万未満のところが意外に少ないのはなぜかといいますと、この倒産件数といいますのは銀行取引停止処分ということでございます。実は百万未満あるいは百万から例えば一千万未満の会社におきましても、そういう銀行取引停止処分を受ける以前の事実上の倒産とか解散といふのが暗数として相当あるということも言われているわけでございまして、そもそも当座勘定を開けない中小企業すらあるわけでございまして、こういった数字をどう評価するかというのはいろいろな考え方があらうかと思います。

ただ、やはり基本的には資本金の多い方が一般的に比率としては少なくなっているということは大きな見方としてはあるのではないか、こういうふうに思っております。

○橋本敦君 おっしゃったようにいろんな傾向があるということであっても、明確な相関関係や因果関係というものは統計上明確には出てきておりませんね。この報告書でも、今おっしゃったのと少し数字は違うにしても、ここであらわれ

というのもここで記されているわけですね。
だから、こういう点からいきまして、それは会社の基本財産がしっかりしているのがいいという意味では資本の充実は大事だというのはこれはだれしも一致するところです。しかしながら、資本金を一千万に今以上引き上げたから中小企業の倒産が減るというような社会的な経済関係や因果関係はそれ自体明確に出てくるものではないというのはこれは常識ではないですが、いかがですか。

○政府委員(清水濯君) 倒産率というのは既存会社の数の中で現実には例えば銀行取引停止処分を受けた会社が何社かという形で比率の問題ですから、そもそも数字自体にどの程度の信用性があるのかという問題もあらうかと思えます。

のかという問題もあるかと思っています。

ただし、最低資本金制度が、債権者と申しますか、これは具体的に現在既に債権を持つてゐる債権者という意味のみならず、これから取引関係に立とうとする第三者あるいは従業員あるいは下請企業等を含めて債権者と呼んでゐるわけでございませうけれども、そういう人たちの保護にならないのかというと、それはそうではございませんで、最低資本金制度さえ導入すればそういう人たちは保護されるということを私どもは申しているわけではございません。しかし、最低資本金制度の導入が物的有限責任会社の基本財産を維持させるという基本的な条件でございしますから、そういうものがまず満たされることによって、他の制度と両々相まって会社の財務体質が強化され、少なからずともちょっとした程度の経済変動によって従業員の賃金が払えなくなるというようなことにはならないのではないかという意味で債権者等の保護が図られるということを申し上げてゐるわけでございします。

経済変動が非常に激しくなるということになり
ますと、資本金十億の会社でも倒産をし従業員
の債権さえまかなわなく払えないというような事
が現実にも過去にもございます、また資本金五
百万円でも立派な経営をされているという会社も

たあるわけでございまして、個々的にはいろんなケースというものがあつたわけでございまして。あるわけでございましてけれども、しかし少なくとも最低資本金という制度を導入して、取締役は少なくとも最低資本金に見合う純資産を会社に常に維持すべくいふ努力をする、これが会社に対する義務として取締役を課せられていくわけでございしますが、そういう努力を日々することによって債権者に対して適切な債務の履行あるいは従業員に對してもきちんとした賃金の支払いを行うということが可能になるといふふうに思うわけでございします。最低資本金制度そのもので直ちに債権者保護が図られる、こういうふうに申し上げているわけではございません。

○橋本教君 今のお話でも最低資本金制度導入だけで債権者保護になるという趣旨ではないということとはつきりいたしました。また、実際もまた事実そうでありました。

そこで次に伺いたいのは、今現在の実情でこの最低資本金制度が導入されると、現存する会社約百二十万ございましてけれども、そのうちどれくらいが増資の努力をしなきゃならないのか。約八十三万社かと言われておりますが、大体数は合っておりますか。

○政府委員(清水澤君) 資本金一千万未満の株式会社は約八十三万五千社あるわけでございします。私もいろいろ過去の数字から推計いたしますと、あるいはまた国税庁に税務申告をしているという会社の数等から推計するわけでございしますけれども、このうち約二十万社は実質的には何もしてない会社ではなからうか。いわゆる休眠会社の整理作業をいたしますと、登記はして生き延びるけれども現実には営業の実態は全くないという会社が二十万社ぐらゐ含まれていゝるんじゃないかという推計をいたしております。こういう会社が増資をして株式会社として生き残ろうとしたしますと、五年間にこの増資の手続をとっていただく必要がある、その五年間を過ぎましても、三年間さらに会社継続の決議等はできませんけれども、そういう状況にならうかと思ひます。

○橋本教君 数として要するに大変な数なんですね。それで、今私が指摘したように、会社制度を維持していきたいということが、これが中小会社にとつては現在の日本の経済機構の中では取引上必要である、求人にも必要である、取引信用、社会的信用上会社でありたい、こういうニーズが社会的にあるわけであります。これはいわば会社でありたいということに対する社会的プレッシャーですから、経営者はその努力をやっていきますし、またやるでしょう。現にそれをやっておるんですけれども、今度一千万ということになりますと、自分の意思に反して、資本充実や会社を大きくしたいという意欲があるにしても、法律の強制によって資本を増やしなきゃならぬ、こうなるんですよ。そうしなければ社会的信用が保たれないという問題も出てくるでしょう。そしてまた取引が停止するということも出てくるでしょう。できなければ解散を命ぜられるんですからね。だから、そういう意味でかなりの負担を中小企業に与えるという状況をつくり出されることは間違いないんですよ。

そこで、もう一つ局長にお願ひしたいのは、資料をいただきましたが、資本金一千万円未満の株式会社設立登記の推移で、昭和六十年以降今日まで、毎年一千万未満の会社がどれくらい設立されていくか、資料をいただいておりますが、ちょっと数字を御指摘くださいませんか。

○政府委員(永井昭君) 資本金一千万円未満の株式会社設立登記でございしますが、昭和六十年度は三万四千八百九十件でございます。昭和六十一年は三万三千六百件、それから昭和六十二年が三万三千九百六十件、昭和六十三年が三万五千九百六十件、それから平成元年が三万九千三百三十三件でございます。

これは構成比では、全体の設立登記の比率は、昭和六十年度が七五・九％でしたが、平成元年度は六二・七％、比率自体は下がってきております。

○橋本教君 今御指摘のとおり、毎年三万五千から四万近い会社の設立が一千万未満でやられていゝる。それから構成比は、六十年が七五％、平成元年で六二％ですからね。いすれにしても過半数を超えておるわけですね。これからこの会社は全部一千万でないと登記申請できなくなるわけですね。そうすると、無理をするかできないかということになって、会社を設立したいという自由な経済活動に棒がはまって、この数が減少するといふ可能性がこれは客観的に出てくる、否めないと思うんですよ。だから、そういう意味において、この最低資本金制度というのは中小会社に対して大変な負担を及ぼし、その負担にたえられなかったら会社の取引信用が阻害されることを甘受するか、あるいは五年後には法によって解散を命ぜられるといふことの運命に行かざるを得ないか、そういうことになるということが極めて明白であります。

○政府委員(清水澤君) 大小会社の問題として、最低資本金というものが一つの論議の出発点になったわけではございますが、先ほど委員の方から中小企業はみんな反対であるという趣旨のお話でございましてけれども、二千万円ではどうだというアンケートに対して、多くの中小企業がこれでは高過ぎるというところをお答えになった。そういう中小企業に対して、じゃどの程度ならいいんですかと尋ねましたところ、まあ一千万円ぐらいなら好ましい金額だということが多数の中小企業がそういうお答えをなさっている、こういうような実態もあるわけでございします。また、有限会社については三百万円でもいいということでございます。

そういうふうに、私どもとしては中小企業が全部これにもろ手を挙げて賛成をしているというふうには申し上げてゐるわけではございませんで、確かにいろいろな御意見はあるわけでございしますけれども、大多数の方は株式会社一千万円、有限会社三百万円ということであれば、これはまあ何とかスムーズに対応できるし、またそういう制度を導入することが中小企業の体質強化あるいは信用強化にもつながるといふ意味で、積極的に導入に賛成されている中小企業グループもあるわけでございします。そういういろいろな意見調整を長い間重ねて、そういう調整過程の中で一千万円、三百万

円という数字が最終的な数字として出てまいったということございまして、このことについては中小企業の実態を綿密に調査され、十分にその実情を反映し得る金額として中小企業庁も私どもの意見に最終的には同意していただいた、こういう結果になっているわけでございます。

それから、このような最低資本金制度を導入するといふ議論は、四十九年改正の際にこのような委員会の議論の中では出たように記憶いたしておりますが、附帯決議というような形での最低資本金制度の導入をせよというふうなものは、たしか私の記憶にはないというふうに承知いたしております。

○橋本教君 意見はいろいろありますが、要するに私の言うことと局長のおっしゃることとの相違点は明白になったと思えます。

私の時間、あと二十分まであるんですが、いろいろ御迷惑をかけたので、きょうはこれで終わります。

○委員長(黒柳明君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより両案に対する討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○橋本教君 私は、日本共産党を代表して、商法改正法案につきまして反対の討論を行います。

戦後、我が国では一九七四年と八一年の二回にわたって商法の大改正が行われましたが、これらはいずれも山陽特殊鋼の倒産やロッケード事件に見られたような大企業の不正経理をただして、大企業に対する監査の強化を図ることを目的とするものであります。

この改正に際して、国会の附帯決議は、企業の社会的責任を重視して厳正、公正な大企業の業務運営を確保することによりまして社会的な不正行為

を規制する方向を打ち出してまいりました。今日でもリクルート事件を初めとして一連の疑獄事件もあり、土地の買い占め問題もあり、また、地球的規模での環境破壊等、大企業の社会的な不正行為に對して厳しい規制を求める声は強まる一方であります。

ところが、その後実際に進められた商法改正作業では、こうした国民の要求は顧みられず、いわば換骨奪胎、大小会社の区分というところで始まった作業は、いつの間にか中小企業の多数を事実上会社制度から締め出すに等しい状況をつくり出しかねない今回の改正案となったのであります。

このような法改正自体、私が質疑の中でも指摘しましたとおり、参議院で付せられた附帯決議の本旨に反するものであると考えざるを得ません。

次に、具体的に最低資本金制度の導入についてであります。これは今回の最も重要な改正点の一つであります。

そもそも我が国の経済活動で中小企業が占める比重は高く、法人数の約八割、従業員の数からいってもその七割が中小企業で働いております。

そして、これらの中小企業の旺盛な企業活動が今日の日本経済を下から支えていると言っても過言ではありません。これらの中小企業家の中で、いわゆる法人成りと言われる自己の企業を法人にしようとする志向は極めて強いものがあつた。これは先ほども議論いたしましたように、国税庁の調査によりまして明らかでありまして、税制、取引の面で、そしてまた融資や信用、雇用の面で個人よりも法人の方が有利だという社会環境や社会状況、これを反映したものでありまして、法人成り志向をもつて中小企業家それ自体を非難することはできないわけでありまして。

今回の最低資本金制度が導入されますと、現存する百二十万社の株式会社のうち、一千万円以下が八十三万社あるわけでございますから、全体として大きな負担がかなりの数の中小会社にかかっていくわけでありまして。

こういう負担を押しつける最低資本金制度導入

を、それではなぜやるのかという問題については、債権者保護ということが挙げられてまいりました。しかし、会社の倒産と会社の資本金との間には、統計的にも、また実態においても具体的な因果関係や関連性があるというものでは決してありません。中小企業家は、連帯債務者として個人的にも事実上無限責任を負わされているような状況にも耐えながら、自己の利益のみを追求することなしに会社を運営し、その中で倒産した場合に個人資産も投げ出して、労働債権や下請代金、会社債権者に手当てをしておる実情でございます。むしろ国会の附帯決議が述べていたのは、大会社の倒産に對してこそ債権者保護の必要があるということであつたはずであります。

また、最低資本金を一千万にアップしたところで、それは会社設立時において出資者から払い込まれた金額を示すだけでございまして、その後引き続いて、いつもそれだけの資本が会社に留保されているという保証は何もないわけでありまして。

こういった点を考えましても、参考人の皆さんも、今回の最低資本金制度導入がそれ自体債権者保護に効果があるというわけにいかないというところは皆お述べになっておるところであります。

そしてまた、私が指摘しました中小企業庁の委嘱によりまして財団法人産業研究所の研究報告によりますと、債権者保護ということについてこの最低資本金制度が具体的に効果があるという結論は、それは出ていないこと明白であります。

このように、今回の改正は理由にならない理由だと私は思うんですが、そういう理由も付しなから、結局は中小企業を株式会社制度から締め出すという方向を強めてまいります。一方、大企業に對しては、社債発行限度の緩和などで資本調達を容易にするということそのニーズにこたえていくこととしておるものであります。

私どもとしては、今回のこういった商法改正の基本的な姿勢に問題があると考えておりまして、以上の理由で本改正案に反対するものであります。

○委員長(黒柳明君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。まず、商法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(黒柳明君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(黒柳明君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(黒柳明君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

安永英雄君から発言を求められておりますので、これを許します。安永英雄君。

○安永英雄君 私は、ただいま可決されました商法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、税金党平和の会の各会派並びに各派に属しない議員紀平悌子君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

現下の会社制度の実態にかんがみ、政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 中規模以上の会社の計算については、会計専門家による適正な監査制度の法確立を図るため、早期に調査検討を行うこと。

二 前項の監査制度及び会社計算書類の公開制

度については、EC統合等諸外国における立法の動向に充分配慮し、速やかに、立法上の措置を講ずること。

三 小規模会社に関しては、その実情に応じた株式会社法の整備を検討するとともに、小規模会社制度としての有限会社法については、取締役・監査役の任期等の制度を導入するなど抜本的な法改正を検討すること。

四 株式会社への最低資本金制度の導入及び有限会社の最低資本金額の引上げに伴い、小規模会社が増資等をする場合には、税制上の所要の措置を講ずること。

五 最低資本金制度の導入等、今次の法改正が国民一般とりわけ中小企業関係者に与える影響の大きいことにかんがみ、その趣旨及び内容の周知徹底を図り、遺憾なきことを期すること。

六 今後の法改正に当たっては、より一層会社全般の実情に配慮しつつ、実効性ある立法措置を講ずること。
右決議する。

以上でございます。

○委員長(黒柳明君) ただいま安永英雄君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(黒柳明君) 全会一致と認めます。よって、安永英雄君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長谷川法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。長谷川法務大臣。

○国務大臣(長谷川信君) ただいま可決をされました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して善処いたしてまいりたいと思います。

特に、今回、法改正の趣旨及び内容の関係者への周知につきましては、十分に意を尽くす所存で

あります。

○委員長(黒柳明君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会

平成二年七月十七日印刷

平成二年七月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局